

# 東京大学北海道演習林初代主任・三浦常雄氏の 「施業意見書」と「出張取調報告」 ——フォレスターのみた 100 年前の北海道の森林と林業——

大橋邦夫<sup>\*1</sup>・有永明人<sup>\*2</sup>

Reports of Forest Management and Field Survey by Tsuneo MIURA, the First  
Director of the Tokyo University Forest in Hokkaido  
—Observations of Forest and Forestry in Hokkaido  
100 Years Ago by a Forester—

Kunio OOHASHI<sup>\*1</sup> and Akito ARINAGA<sup>\*2</sup>

## I. はじめに

本稿で紹介する資料は、以下の三点である。

- ①北海道演習林施業意見書（1905年9月）
- ②旭川札幌小樽出張取調報告（1905年11月）
- ③雨龍郡出張取調報告（1906年9月）

本資料の執筆者・三浦常雄氏は、1905（明治38）年6月に北海道演習林の初代主任・助手として着任し、1923（大正12）年7月までの18年間の長きにわたって勤務した。

II の資料が示すように、弱冠26歳にして北海道に赴任した三浦氏はすでに高い見識と深い知性に裏打ちされた第1級のフォレスターであった。それは同時に、創立後間もない東大林学実科の教育が、すでにフォレスター養成機関として高度の水準をもったものであったことを示すものでもあった。

本資料は、当時のフォレスターであり、約3万haに及ぶ大学演習林の責任者であり、山林経営

<sup>\*1</sup> 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林研究部

Research Division of the University Forests, Graduate School of Agricultural and Life Sciences,  
The University of Tokyo.

<sup>\*2</sup> 山形大学農学部生物環境学科

Department of Bio-Environment, Faculty of Agriculture, Yamagata University.

者でもあった氏の高い見識と実務的必要性に裏付けられた実態報告である。20世紀初頭における北海道の森林と林業に関しては、第一級の史料的価値を有する原資料である。

これらの資料は、有永の北大・大学院生時代の1965年の夏に、当時同演習林に勤務されていた福島康記先生（元・東大農学部教授・本部演習林長）の共同研究の一環として、同大学院生であった石井寛氏（現・北大農学部教授）と共に、同演習林の資料庫を整理中に発見されたものである。原文はカーボン複写用紙に達筆で記されたものであり、一部は判読不明の箇所もあった。この原文は福島先生の指示により東大の学生であった朝比奈泰邦氏が写記した。

なお、本資料は案文であり、送付先の初代本部林長・川瀬善太郎教授宛の本文は現在のところ所在不明であるが、朝比奈氏が写記したもののコピーを福島先生から拝借した。朝比奈氏は400字詰原稿用紙に縦書きしており、原文と同様の段落で改行していると思われる所以、改行は氏に従った。但し、1行の字数は無視した。朝比奈氏が判読出来なかった箇所、或いは誤読したと思われる箇所は、筆者が適宜補足したがその箇所は〔 〕に入れた。更に、筆者も不明の箇所は、□とした。三浦の誤字等はそのままとし（ママ）を記した。筆者の注は、\*を付し段落毎に記述した。

本資料の解説、校閲は、大橋と有永が共同で担当し、解題は大橋と有永がそれぞれ分担した。なお、このコピーの復元に当たっては、山形大学農学系研究科の大学院生であった八木智義君（現・宮城県庁）が、その豊かな読解力と現代的な能力を発揮してパソコン入力を完成した。記して同君のご協力に感謝したい。

## II. 資 料

### 1. 資料①：北海道演習林施業意見書

本演習林ニハ針葉樹少クシテ殆ンド純林ノ大面積ヲ見ル事難ク一小部分ニ塊在スルモ皆古老木ノミニシテ齢閉破レ樹下一面ニ熊笹ヲ以テ掩ハル依テ試験的ニハ針葉樹林ニ対シ天然更新ヲ試ミ得ベシト雖モ経済上ニ於ケル林業トシテ天然更新ハ殆ンド望ム能ハズ今本演習林現時ニ於ケル取扱シ意見ヲ述ブルニ当リテハ皆伐新植スペキモノトセリ（尤モ施業案編成ノ暁ニハ天然更新ヲ施スベキ個処皆無ニハアラザルベキカ）

全面積概足（ママ）二万三千七百九十四町歩<sup>\*1</sup>ニ於ケル現在蓄積ヲ概算スル事左ノ如シ

	全面積尺メ <sup>*2</sup>	一町歩尺メ	備考
全蓄積	一七八四五五〇〇	七五〇	直径六寸以上トス
内針葉樹	六二四五九二五	二六二. 五	全蓄積ノ三分五厘 <sup>*3</sup>
潤葉樹	一一五九九五七五	四八七. 五	全蓄積ノ六分五厘 <sup>*3</sup>

\*1 内務省北海道庁から移管された台帳面積。

\*2 尺メは地方によって、12立方尺、13立方尺、15立方尺等まちまちであるが、北海道では一般的に12立方尺が使用されていたので、ここでは12立方尺を採用する。1尺メ=12立方尺=1.2

石=0.334 m<sup>3</sup> とすれば、全蓄積約 5,960 千 m<sup>3</sup>, 1 町歩当たり約 250 m<sup>3</sup> となる。

\*<sup>3</sup> ここでは 35% と 65% である。

全蓄積ヲ用材、薪炭材ニ分別スレバ左ノ如シ

全	尺メ	一町歩尺メ	備考
用材針葉樹	三七四七五五五	一五七. 五	針葉樹ノ六分*トス
潤葉樹	四六三九八三〇	一九五. ○	潤葉樹ノ四分*トス
薪炭材	九四五八一一五	三九七. 五	全蓄積ノ五分三厘*

用材ノ比較的少ナキ所以ノモノハ現今直径一尺二寸以下ニアリテハ価値ヲ有セザルヲ以テ一尺二寸以上ヲ計算セルヲ以テナリ

\* 60%, 40%, 53%。

現時平均一町歩収入予定額左ノ如シ

一町歩平均材積	単価	価格(ママ)	備考
用材針葉樹	一五八	○. 二五	三九. 五 材積四捨五入
潤葉樹	一九五	○. 一二	二三. 四 "
薪炭材	三九八	○	"
合 計	六二. 九		

単価ハ御料局北海道支庁北海道林務課ノモノヲ参考トス

現時一町歩造林費予定額

地拵費	苗木代	運搬費	植付費	補植費	下刈費	合計
三六円〇〇	一二円〇〇	三円六〇	一二円〇〇	四円二〇	三六円〇〇	一〇三円八〇

備考 地拵費ハ一反歩六人ヲ要ス

苗木ハ自家養成ノ苗木ニシテ一本木三厘ヲ要シ一町歩四千本植ノ見込

植付一日一人二百本植ニシテ一町歩二十人ヲ要ス

補植ハ一割五分\*ノ枯損ヲ生ズルモノトシテ補植人夫四人ヲ要ス (一日百五十本補植ノ見込)

下刈ハ一町歩二十人トシテ三年間施行ノ見込

人夫賃金一日金六十錢トス

\* ここでは 15% である。

前掲ノ一町歩平均収入予定額ト一町歩平均造林費予定額トヲ対照スル時ハ現時造林事業ノミニ於テモ尚ホ一町歩金四十円九十錢ノ不足ヲ生ズ之ヲ補ハンガ為メニ他ヲ擇伐スルトセバ林相ヲ破リ林地ヲ害スルニ至リ今后ノ經營ヲシテ益々困難ニ至ラシムルヲ以テ单ニ本演習林ノ特別經營ニヨルヲ以テ事業ヲ開始スル事ハ不能ニ属スルノミナラズ国家經濟上ヨリ見ルモ今日ノ如ク木材過剰ノ時機ニ当リテ伐木スル事ハ決シテ當ヲ得タルモノト謂フベカラザルナリ

然カラバ何レノ日ニカ施業ヲ開始スペキカ之レ甚ダ予想シ難キノ問題ニ属ス要スルニ薪炭材ニ多

少ノ価値ヲ有スルノ日ニ至ラバ完全施業ニ着手スルヲ得ベキカ

今針葉樹材尺メ単価金七錢ヲ潤葉樹材尺メ単価金四錢ノ騰貴ヲ來シ薪炭材尺メ金一錢ノ価格ヲ生ジ針葉樹材直径六寸以上一尺二寸以下尺メ単価金十錢ノ価格ヲ有スルニ至ルト仮定スル時ハ一町歩平均ノ収入ヲ予定スル事実ニ左ノ如シ

	一町歩平均材積尺メ	単価	価格(ママ)	備考
用材針葉樹	一五八	〇円三二	五〇円五六	直径一尺二寸以上
用材針葉樹	一〇五	〇円一〇	一〇円五〇	直径一尺二寸以下六寸以上
用材潤葉樹	一九五	〇円一六	三一円二〇	
薪炭材	二九三	〇円〇一	二円九三	
合 計			九五円一八*	

\* 計算上は、九五円一九となる。

即チ一町歩平均金九十五円十八錢ノ収入アリ又同時ニ於テ薪炭材ニ価値ヲ有スルニ至リタルヲ以テ造林費中地拵費ヲ減少スルヤ論ナシ今一町歩平均造林費予定額ヲ左ノ如ク計算ス

地拵費	苗木代	運搬費	植付費	補植費	下刈費	合計
一八円〇〇	一二円〇〇	三円六〇	一二円〇〇	四円二〇	三六円〇〇	八五円八〇
但シ地拵一反歩三人一日一人金六十錢トス						

此仮定ニ由ル時ニ一町歩ノ立木代金ヲ以一町歩ノ造林ヲ行ヘテ尚ホ金九円余ノ剰余ヲ見ルニ至ル即チ滋ニ於テ始メテ完全ナル施業ニ着手スルヲ得ベシ然カラバ此時期ハ果シテ何レノ日ニカ到来スペキカハ断定シ難キモ周囲ノ事情ヨリ想像スル時ハ決シテ遠キ将来ニアラザルベシ（遅クモ五、七年ノ間ニアルベキヲ予想ス）

以上陳フル処ニ由リテ本演習林ノ完全施業ニ着手スルハ今日ニ於テハ不能ニ属ス少クモ薪炭材ニ多少ノ価値ヲ有スルニ非ザレバ着手シ難キモノトス

結論ノ如ク薪炭材ニ多少ノ価値ヲ有スルニ至ラザレバ本演習林ノ完全施業ニ着手シ能ハズトセバ從来ノ如ク单ニ保護ノ業ニ止ムベキヤ否ヤ元来演習林ノ性〔質〕ハ即チ経済事情ニノミ束縛セラル、モノニアラズシテ第一ノ目的ハ之レニヨリテ演習実験ノ用ニ供スベキナリ然リト雖モ演習林ノ事業ハ特別ノ経営ニ由ラザルベカラザルヲ以テ経済事情ニ重キヲ置カザルベカラザルハ又止ムヲ得ザル処ナリ此等ノ点ヲ総合シテ考フル時ニ本演習林ニ於テハ明年度ヨリ完全ナル施業ニ着手スルハ其当ヲ得〔ザ〕ル策ナルベシ其事業方案左ノ如シ

一、造林試験

イ、苗木養成

ロ、皆伐跡地造林

ハ、天然林手入

二、施業案編成

測量等

三、道路開鑿

主トシテ歩道

四、森林利用上ノ試験

林産物製造試験等

五、農地貸下ゲ

ニシタップノ一部開放シテ農民ヲ入ル、計画

六、立木払下

払下木調査等収入ニ関スル業務

大略右ノ六項ニシテ之ヲ施スペキ必要ノ概略左ノ如シ

一、造林試験

造林ハ試験的ニ行フモノニシテ第一ニ演習林派出所附近ニ苗圃ヲ設定シテ内外国各樹種ヲ養成シ本林ニ適スル樹種ノ撰定ニ資スルモノニシテ第二ニ森林ヲ皆伐シテ落葉松、〔トド〕等從来本道ニ適セル樹種ト称スルモノヲ造林シテ其成績ヲ究研シ併セテ造林事業ノ経済事情ヲ究ムル為メニナシ第三ニ天然林ニ對シ各作業ヲ試ミ以テ林学上ノ実験ニ供スルト同時ニ本林施業案編成ノ参考ニ供ス

二、施業案編成

施業案編成ニ略五年ヲ期ス材価騰貴シテ本林ノ完全施業ニ着手スル前迄ニ其準備ヲナスニアリ依テ第一ニ測量ヲ施シ併セテ蓄積ヲ測定シテ編案スルニアリ然レ〔モ〕今回ハ測量ノ如キハ極メテ簡単ナル法ヲ取り出来得ル限り経費ヲ節減スルヲ要ス何トナレバ其経費ハ總テ本林ノ負担ナルヲ以テ其ノ大ナル時ハ自然過伐スルノ止ム無キニ至リ完全ナル案ノ成就スルモ蓄積ヲ減少セシメタル結果特別經營ニ由ル實行ヲ施シ難キニ至ルヲ恐ル依テ見取測量ノ一步進ミタル位ニ止ムルヲ要ス其任ニ當ルモノハ本所詰助手一人ノ雇員ニテ之ヲ成スノ計画トス

三、道路開鑿

本演習林ハ天然ノ保ニシテ保護上ノ巡検ニモ冬期及ビ春季ノ一小期間ヲ除クノ外ハ全ク川中ヲ歩行セザルベカラズシテ其困難甚シク為メニ健康ヲ害スル事少シトセズ從テ保護モ完全ナラザルニ至ル由テ第一ニ全林ニ亘リテ歩道ヲ工作スルノ必要アリハ保護上ノ便益ニシテ併セテ将来施業上ノ便益ニ供ス

元來本林内ノ木材運搬ハ冬期降雪ヲ利用シテ雪上運搬ニ依ルカ若クハ春季河川ノ便ニ依ルヲ以テ林道即チ木材ノ運搬ニ供スル道路ハ先ツ目下ノ急ニ属セザルヲ以テ第一着ニ歩道ヲ作ルヲ以テ足ルベシ其路線ハ第一ニ佐々木農場ヨリ「ヌモツペ」川ニ従ヒテ第一区官林ノ境ニ至リ折レテ「ポンヌモッペ」川ニ沿ヒテ東行シ官林境ニ至リ再び折レテ南行シ第二区内ノ川ニ沿ヒテ「ニシタップ」

本流ニ出デ本流ニ沿フテ下リ第六区ニ於テ十勝国道ニ合セシム

第二ニ「サルヌモッペ」川ニ沿フテ上リ第五区内ヲ横貫シテ第六区内ニ於テ十勝国道ニ合セシム

#### 四、森林利用上の試験

造林費ヲ減ズル為メニハ必ラズヤ林産物製造ノ力ニ由ラザル可カラズ故ニ木炭製造ノ如キ或ハ「ポッタース」\* 製造ノ如キ副業ヲ試ミ原生林利用ノ方法ヲ究メ一方ニ於テハ運材上ニ於ケル試験等ヲナス

\* 木酢液より製造する酢酸カリウム (potassium) のことか。

#### 五、農地貸下

「ニシタップ」方面ヲ施業スルニハ労働者ノ供給不充分ニシテ困難ナリ之レヲ補フ為ニハ必ラズ殖民制ヲ採リ適當ノ場所略四百町歩即チ一戸分四町歩トシテ百戸分ヲ開放シテ貸下ゲ農民ヲシテ小作セシメ此等ヨリ労働ヲ供給セシムルノ法ヲ採ラザル可カラズ之レガ為メニハ土地ノ区割貸下手續等ノ業務ヲナサザル可カラス（開放ヲ必要トスル所以別紙説明書ニアリ\*）

\* 「別紙説明書」の所在は不明。

#### 六、立木払下（収入上ノ業務）

毎年ノ経費ヲ支フル為メニハ必ラズ其収入ヲ計ラザルベカラズ之レガ為ニハ立木払下ヲ成スヲ要ス即チ払下個処内毎木調査等収入ニ要スル業務ヲナサズ可カラズ  
完全ナル施業ニ着手スル迄以上ノ業務ヲナス為メニハ連年要スペキ経費大略左ノ如シ

	総額円	傭人料円	廳費円	備考
経費総額	五〇一〇	四一五四	八五六	
<b>内訳</b>				
事務費	五六二	二一六	三四六	
小者給料	一〇〇	一〇〇		一ヶ月金六円ノ給仕一人臨時人夫五十人
払下物件調査	九八	九八		人夫百四十人（一人七〇銭）
通信運搬	五四	一八	三六	臨時人夫三十人（一人六〇銭）
諸器具	五〇		五〇	
諸修理修繕	三〇		三〇	
消耗品（薪炭油）	九八		九八	
諸紙類	二四		二四	
家賃	一〇八		一〇八	一ヶ月金四円五十銭家二戸分
施業案編成費	八三八	七〇八	一三〇	農地貸下測量費ヲ含ム
人夫賃	七〇八	七〇八		一ヶ月金十八円ノ人夫三人一ヶ月年臨時人夫百人
器械費	一〇〇		一〇〇	

消耗品	三〇	三〇	
道路費	一三〇〇	一一五〇	一五〇
新開費	一〇八〇	一〇八〇	四三二〇間(□)四三 巾一間ニ付金二十五錢
修理維持	七〇	七〇	
器具代	一〇〇		一〇〇
消耗品	五〇		五〇
森林利用試験費	二六六	二一六	五〇
人夫賃	一八〇	一八〇	一ヶ月金十五円人夫一年
"	三六	三六	六〇錢人夫二ヶ月
諸器具	五〇		五〇
造林試験費	六四〇	四六〇	一八〇
苗圃	一〇〇	一〇〇	一町歩開墾費六十円女人足四十円
種子苗木代	八〇		八〇
諸器具代	五〇		五〇
消耗品代	五〇		五〇
天然林手入	三六〇	三六〇	一ヶ月十五円人夫二人一ヶ月間
巡検人夫費	一二六	一二六	○
人夫賃	一二六	一二六	人夫百八十人一日金七十錢
諸給料計	一二七八	一二七八	○
定夫給料	二〇〇	二〇〇	一ヶ月金十五円
雇員給	四四四	四四四	二十円一人十七円一人
巡検旅費	一四四	一四四	助手六ヶ月分雇員一名全年分
日額旅費	三九〇	三九〇	助手六ヶ月分雇員一名十ヶ月分
内国旅費	一〇〇	一〇〇	本学往復一回札幌，旭川往復二回
但助手俸給並ニ雇員一般ノ賞〔與〕金等ヲ含マズ			

即チ一ヶ月ノ経費金五千十円ヲ要ス依テ本演習林ヨリ之レヲ収入セザル可カラズ今其方案ヲ立ツルニ左ノ如キ擇伐払下法ヲ行フヲ以テス擇伐払下法ヲ述ブルニ当テ一町歩内ニ存立スル現今価値アル樹種ノ部合(ママ)ヲ知ルノ要アリ(調査完全ナラズ無論概算ナルモ擇伐主目的タルセンニ就テハ比較的精密ナランカ)

一町歩内有価樹材積 三百五十三尺メ 針葉樹 百五十八尺メ  
 潤葉樹 百九十五尺メ ヤチダモ 七十五尺メ  
 セン 二十五尺メ

カツラ 十尺メ  
他樹種 八十五尺メ

右ノ表ニ就テ見ル時ハ潤葉樹ニアリテハヤチダモセンカツラノ三種中ヨリ擇伐払下ヲ成スヲ要ス而テ目下市場ノ有様ヲ見ルニセンハ早クヨリ伐採セラレタルヲ以テ漸ク減少ヲ来タシ供給ヲ希望スル者多シ且ツ我カ演習林内存在ノ状態ヲ見ルニ一町歩内平均直径二尺以上ノモノ二本ヲ有ス即チ五反歩ニ一本ヲ存スルノ割合ナリ由テ此樹種ヲ擇伐スルモ林相ヲ破り林地ニ危害ヲ及スノ憂最モ少シ又一方収入上ノ関係ヨリ見ルモ直径二尺四寸ノモノハ材積十二尺メ以上ヲ有スルモノト見ルヲ得ベシ由テ此等ノモノ一町歩内ヨリ二本ヲ擇伐スルトセバ其材積二十五尺メ以上ヲ有スルヲ以テ之レヲ尺メ単価金二十銭トナス時ハ五円以上ノ価格ヲ有ス即チ一町歩内ヨリ金五円ヲ収入シ得ル事容易ナリ依テ一ヶ年ノ経費金五千円ヲ挙グルニ一千町歩内ヨリ伐採シ得ベキ材積二万五千尺メニテ足ルベキナリ尤モ一町歩内ニ二十五尺メ前后ヲ存スルモノト計算セルハ全林ヲ平均セル結果ナルヲ以テ或部分ニハ之レ以上ヲ有シ或部分ニハ極メテ少キ処モアルベシト雖モ大略一千町歩内ヨリ一ヶ年ノ経費ヲ挙グルヲ得ベキモノト見做シテ大差ナシ

以上陳ブルガ如ク此樹ヲ伐採スルモ林地ヲ害スル事少キトハ多クノ蓄積ヲ減ゼシムルノ憂無キトニ由リテ擇伐払下ヲナスベキ樹種ノ一一撰定セル所以ナリ

又一方ニ於テ針葉樹ノ老樹ハ寧々潤葉樹ヨリモ枯損スルモノ多キヲ以テ成ル可ク早ク之レガ利用ヲナサビル可カラズ之レヲ為スニハ〔森〕工場等ヲ設ケ自家製材ヲナス事利ナリト雖モ未ダ其時期ニアラザルベシ依テ此等ノ設備ハ后日ニ譲リ現時ハ老木枯損ニ近カキモノヲ擇ビテ払下ヲナスヲ要スト雖モ針葉樹ハ概シテ森林内比較的不便ナルノ個処ニ多シ故ニ一般ニ擇伐法ニ由リテ払下ヲナス事能ハズト雖モ払下得能フ個処ニ存立スルモノハセンヨリモ寧々針葉樹ノ古老木ヲ擇伐払下ヲナス事ヲ要ス我カ演習林ニハ針葉樹ノ純林ノ如キハ殆ンド見能ハザルモ（小面積無キニアラズ）潤葉樹ヲ混スル少キ個処ニアリテハ林内一面ニ針葉樹ノ稚樹ヲ以テ掩ハレ又潤葉樹〔間〕ニ存立スルモノハ多クハ老大ノ古老木ニシテ其樹下ニ針葉樹ノ稚樹少シト雖モ潤葉樹ヲ以テ掩ハル故ニ古老木ヲ擇伐スルモ林地ニ及ボスノ危害ハ殆ンドアル事無シ然レ〔ド〕モ單ニ此点ニノミ由リテ伐採スル時ハ過伐ニ陥チ入り今后数年ノ后完全ノ経営ヲナス時ニ当リテ其蓄積ヲ減ジタル為メ森林ノ価値ヲ小ナラシムルニ至リ経営ヲ困難ナラシムルニ至ルヲ以テセンヲ擇伐スルヨリモヨリ多クノ注意ヲ払ハザル可カラズ然レドモ其程度ハ滋ニ明言スルヲ得ズ何トナレバ各所ニ於テ樹種配列ノ状態ヲ異ニスルヲ以テナリ故ニ此程度ニ關シテハ全ク施業者ニ一任セザル可カラズ（無論施業案編成ノ上ハ擇伐ノ度モ決定スベシ）

以上陳ブル如ク此樹ノ古老木ヲ利用スル事ハ目下ノ急ナルト且ツ之ヲ擇伐スルモ林地ヲ害スルノ憂無キトヲ以テ擇伐払下ヲ成スベキ樹種ノ一一撰定セル所以ナリトス

要スルニセン並ニ針葉樹ノ古老木擇伐払下ニヨリテ本演習林ノ経費ヲ支フル事トナセリ此等本林ヨリ挙ゲタル収入ノ総ベテハ本林整理經營ノ為メ支出スル事ナレバ森林ノ価値ハ減ズル事無キガ

如キモ兎ニ角其蓄積ヲ減少セシムル事ハ明カニシテ其林相ヲ害スル行為ノ一部ヲ行フト云フモ可ナリ施業者ハ林地ヲ害サバル程度ニ擇伐スル事ガ行ヒ能フベキモ其伐採量ニ就テハ多大ノ注意ヲナサバルベカラズ其注意ノ如何ニヨリテハ今后木材ノ価格生ズルノ日ニ至ルト雖モ遂ニ特別經營ニ由リ本演習林ヲ施業シ能ハザルニ至ルヤ計リ難シ現ニ本道林務課ノ行ヒツ、アル所謂擇伐作業ナルモノハ其良木ヲ擇伐シテ収入ヲ挙ゲ其后ヲ放任シテ第二次ノ森林ヲ作ルニアリト云フ斯業ニ對スル觀念無キ者ノ眼ヨリ見ル時ハ兎モ角林地ヲ露出セシメズ樹木ハ林地ヲ掩フヲ以テ意トナサバルモ之レ果シテ林業ヲ行フモノト云フヲ得ベキカ之レ天然作業ナル口実ノ下ニ乱伐シテ収入ヲ挙グルニ外ナラザルナリ若シ本林ニシテ此〔轍〕ヲ〔踏〕マンカ□アベカラザルニ至ルヲ以テ施業者タルモノハ多大ノ注意ヲ要スペキナリ

伐採量小ナリトハ云ヘ其蓄積量ヲ減少セシムルニ於テハ今日ノ蓄積ニ於テ尚ホ且ツ施業スルニ収支相償ハザルモノヲ今后ハ一〔層〕収入ヲ減ジ愈々特別經營ニ由ル施業ヲシテ困難ナラシムルニ至ラシムルガ如シ之レ一見理無キニ非ザルモ前陳ノ注意ヲ厳守シテ行ヒ且ツ前陳ノ如ク単価ヲ昇騰セシムルヲ得ルノ日ハ今日ニ於テ一町歩内二十五尺メヲ減ゼシムルモ尚ホ下ノ如キ収入ヲ得ベシ（一町歩内ヨリ針葉樹、闊葉樹各十二尺メ半ヲ擇伐セルモノトシテ計算ス）

	一町歩内材積尺メ	単価円	価格円（ママ）	備考
用材針葉樹	一四六	○. 三二	四六. 七二	直径一尺二寸以上
闊葉樹	一八三	○. 一六	二九. 二八	
針葉樹	一〇五	○. 一〇	一〇. 五〇	直径六寸以上一尺二寸以下
薪炭材	二九三	○. ○一	二. 九三	
合 計			八九. 四三	

此計算ニ由ル時ハ一町歩ノ皆伐収入金八十九円四十三銭ニシテ一町歩ノ造林予定費金八十五円八十銭ナルヲ以テ皆伐跡地ニ造林ヲナスモ一町歩尚ホ金三円六十三銭ノ剩余ヲ見ル也今仮ニ百年ヲ期シテ全部造林ニ由リテ施業完了スル事トナシ測量ノ結果全面積二万町歩ニ減縮スルト仮定スルモ一ヶ年ノ皆伐面積ハ二百町歩ニシテ造林面積モ亦二百町歩ナリ而シテ一千町歩内ヨリ擇伐スル事ヲ仮定シ今后五年ノ后ニ本施業ニ着手スル時ハ其后ノ十五年間毎年ノ造林費ニ對スル収支計算左ノ如シ

皆伐面二百町歩ヨリ収入	一七八八六円〇〇
擇伐面一千町歩ヨリ収入	七〇〇〇円〇〇
造林面二百町歩ニ對スル支出	一七一六〇円〇〇
収支差引収入	七七二六円〇〇

但シ擇伐材針葉樹尺メ金三十二銭闊葉樹尺メ金二十四銭トス  
即チ毎年略金八千円ノ収入アルヲ見ル故ニ之ヲ以テ充分經營管理スルヲ得ベシ之レ十五年間単価ノ昇騰無シトルモ尚ホ此収入アリ然カルニ其単価ハ年々昇騰スペキヲ以テ其収入ヲ増スヤ明カ

ナリ完全施業着手后十五年ニシテ擇伐ハ一回帰スルヲ以テ其后ノ収入ハ減少スペキガ如キモ擇伐ハ漸次繰リ返スヲ得ベク一方ニハ価格昇騰スペキヲ以テ其収入ノ増額決シテ少々ナラザルベシ擇伐ノ回帰年度及擇伐量等ハ完全ナル施業案ノ成立后ニアラザレバ判明スル能ハズ唯ダ今日完全施業ニ着手スル迄一ヶ年一千町歩内ヨリ擇伐スル事ト仮定セルハ林地ヲ害サバル事及森林ノ価値ヲ損セシメザルノ二点ニ注意シテ擇伐面ヲ大ニセシニ由リテ他ニ大ナル根拠アルニアラズ以上論説スル如ク本演習林ハ今日ニ於テ特別經營ニ由ル完全施業ハ望ミ能ハザル処ニシテ少クモ一町歩内ヨリ金八十五円以上ノ収入アリ且ツ薪炭材ニ多少ノ価値生ズルノ日即チ

	尺メ単価	備考
針葉樹	○円三二	直径一尺二寸以上ノ用材
"	○円一〇	直径六寸以上一尺二寸以下ノ用材
闊葉樹	○円一六	用材
薪炭材	○円〇一	

右ノ価格ヲ生ズルニアラザレバ施業ニ着手スル能ハズ今周囲ノ事情ヨリ予想スルニ此時期ノ来ル蓋シ遠キ将来ニアラザルベシ或ハ五、七年ノ后ニ来ランカ依テ現時ニ於ケル事業トシテハ既ニ再三陳ブル如ク成ルベク少キ経費ヲ以テ其日ノ来ル準備ヲナスト同時ニ試験的事業ヲナスニ止ムルニ如カズトナス

明治三十八年九月\*

助手 三浦常雄印

\* 案文のため日付けがない。

## 2. 資料②：旭川札幌小樽方面出張取調報告

十月二十五日当派出所出、旭川、砂川、札幌、軽川\*、小樽ヲ視察シ十一月七日帰所各地ニ於ケル視察ノ大略左ニ御報告申候也

\*現在の「札幌市手稻区」。

### 一、試験苗圃譲り受ケノ件

予テ本道庁ニ対シ当派出所附近ニ試験苗圃設定ノ為メ本道庁管内一部ノ土地ヲ譲り受ケルノ件ニ付協議中ノ次第モアレバ上川支庁ヘ出頭シテ協議セシニ下富良野市街地附近ニハ適當ノ土地アラザルガ如シ然カルニ今回予テ道庁ニ於テ設置シアル風防林ノ一部解除スルニ決セシヲ以テ或ハ此等譲り受ケ能ハザルニアラザルベシ由テ道庁ニ就キテ協議セラル事然カルベシトノ事ナルヲ以テ道庁ヘ出頭第五部長ニ協議セシニ風防林解除ノ件ハ全部ヲ解除スルニアラズシテ從来百間巾ナリシモノヲ中央六十間ヲ残シ両側二十間〔餘〕ヲ公共団体ノ戰時記念用トシテ使用スル者ヘ貸付方出願者ニ許可スルノ意ナルヲ以テ大学トシテハ倒（ママ）底貸付ノ精神ニ反スルヲ以テ不可能ナルベシト云フ小官亦全部解除ナラバ免モ角其一部ニシテ而モ借り受ケル如キハ試験的苗圃トシテ

不適當ナルノミナラズ不便ナルヲ以テ進ンデ好ム処ニアラザル故他ニ譲リ受クベキ土地ニ付  
 [談] ズル処アリシモ支庁ニ於ケルト同一ニシテ泥炭地ヲ除キテハ他ニアラズトノ事ナルヲ以テ  
 帰所后風防ノ必要ヲ認メザル風防林ノ一部解除方ヲ要求スル事ニ決シ此等風防林等ニ付実地調査  
 上必要ニシテ且ツ我ガ演習林ト附近農地トノ関係ヲ見ルニ必要ナルヲ以テ拓殖課ニ就キ下富良野  
 原野区割図並ニ幾寅士別原野区割図ヲ要求セシモ現今印刷中トノ事ナレバ贈与方ヲ依嘱ス尚ホ愈  
 テ風防林モ解除シ難キ時ニバ札幌農学校田<sup>\*1</sup> 地ノ一部借り入レノ必要アルヤモ計り難キヲ以テ  
 該校へ出願シテ新島教授<sup>\*2</sup>ニ主旨談ゼシニ一ハ□ノ参考ニモナル事ナラバ実際ハ充分ノ便宜ヲ  
 計フベキ旨ヲ甘諾セラレタリ

\*<sup>1</sup> 札幌農学校・下富良野農場、1896（明治29）年に未開地3,800町歩を交付・取得、後に北大・第八農場として、戦前期の北海道は勿論のこと、日本における最大の小作制大農場。

\*<sup>2</sup> 新島善直、1896（明治29）年東京帝国大学林学科卒、1899年札幌農学校森林科の初の教授として赴任、専門は「森林保護学」。その後、北大初代演習林長、北海道林業試験場長を歴任。氏の弟子であった村山釀造との共著『森林美学』（1918、成美堂書店）の「覆刻版」（北大図書刊行会、1991）が、小関隆祺・北大教授の解題を付して出版されている。

要スルニ今一応直接必要ヲ認メザル風防林ニシテ試験苗圃ニ適セルモノヲ調査シテ譲リ受ケ方ヲ  
 道庁ニ照会シ結局不可能ナル時ハ農学校所属学田地ノ一部ヲ借り受ケル必要アルベシ  
 一、造林上ニ関スルノ件

本道庁林務課旭川派出所ヲ訪問シテ森林取扱等ニ関シテ質問ニ主トシテ払下事業ヲナスニ過ギズ  
 同派出所附属苗圃ノ鷹巣木（旭川ヲ去ル略一〔里余〕）ニ設定シアルヲ聞キ行テ見ル僅カニ苗圃面  
 一反歩弱ニシテ昨年度ヨリ開拓セルモノニシテ本年播種セルモノハ落葉松ニ過ギズ其発生普通長  
 サ五寸位ニシテ一般ニ不揃ナリ之レ施肥ノ一樣ナラザル為メナランカ他ニ四年生赤松アリ其生長  
 良好ナラズ栗苗アリ生長稍々良好アルガ如シ落葉松ニハ根切害ノ害少カラズ要スルニ本苗圃ハ我  
 カ演習林附近ニアル唯一ナルヲ以テ多少参考トスルニ足ルベキヲ予期セシモ〔取り〕テ範トスペ  
 キヲ認メズ御料局上川出張所ヲ訪フ現今ハ苗圃ヲ廃セリト云フ已往試験セル結果等ヲ聴問（ママ）  
 ス当派出所ニ於テモ造林ト称スベキ如キモノヲナサバルガ如シ

軽川村北海道造林合資会社<sup>\*3</sup>ヲ訪フ本会社ハ立木地略四千五百町歩ノ貸付ヲ受ケ伐木后植林ヲナ  
 シ其成功（ママ）ヲアリシ暁ニハ其土地ノ所有権を得ルノ約ニテ合資金十五万円ヲ以テ設立シ三  
 十二年ヨリ植樹ヲ始メ現ニ実行シツヽアリ而シテ自家用苗木ヲ養成シ〔傍〕ラ公衆ノ希望ニ応ジ  
 販売ス本社ニアリテハ落葉松三年生苗略七十万本ヲ販売セリト云フ其〔顧〕客ヲ問フニ主トシテ  
 町村ノ団体ナリ之レ道庁ノ奨励ニヨリ戦時記念林等ヲ造ルニアリト云フ兎ニ角多少造林ナル觀念  
 ノ一端ヲ生ゼシモノヽ如シ

今同社販売落葉松苗木ノ価格ハ次ノ如シ

一年生 一千本ニ付 上等金一円二十銭 特等金一円五十銭

二年生	"	二円八十銭	特等金三円七十銭
三年生	"	四円三十銭	特等金五円

三年生一本平均略四厘ノ養成費ヲ要スト云フ其養成法特段ニ見ルベキ無キモ苗木ハ普通苗木屋ノ販売スルモノヨリ数等良好ナリ

\* 1937（昭和12）年に王子製紙に売却され、王子造林が創設されその社有林となる。

略一里余ヲ距テタル造林地ヨ視察ス樹種ハ主トシテ落葉松ナリ三十二年度植栽ニシテ一町歩三千本植ノモノ高サ十五尺直径五寸ニ達スルモノアリテ漸ク鬱閉ヲ保チ林中雜草ヲ絶ツノ有様ニシテ各樹ノ枝葉相接スルヲ見ル之レニヨル時ハ一町歩三千本植モ決シテ樹数少キニアザルガ如シ概シテ生長旺盛ナリ植付時期ハ春期ニアリテハ農業ノ関係労働者ヲ得ル事容易ナラズ且ツ植付時期ヲ少シク遅延セシムル時ハ落葉松ハ枯死スルノ恐レアリ殊ニ北海道ハ雪消ユ直チニ諸樹生長ヲ始ムルヲ以テ植付期間極メテ短シ由テ半バ春植トシ半バ秋植ニナス秋植ナレバ労働者漸ク閑ヲ生ズルノ時期ナルヲ以テ此等ヲ使用スルニ便ナリトス而シテ其季節ハ十月二十五日頃ヨリ始メ十一月降雪地上五六寸ニ至ル迄植栽スト云フ当社ニテハ補植ヲナサズ之レ土地貸付ニ対スル成功期間アルヲ以テ完全ナル取扱ヲナシ能ハザルニ由ル此地方ハ薪炭材ト雖モ価格ヲ有スルモ伐採跡地ノ地拵ニハ一町歩四十人ヲ要シ植付ニハ一町歩十五人ヲ要シ下刈費初年六円二年目五円三年目四円位ナルヲ以テ前后三回ニテ十五円ヲ要シ之レニ苗木運賃三千本金十円五十銭トスル時ハ補植ヲナサズルモ尚ホ一町歩金四十九円ヲ要スルノ割合ナリ（人夫賃金男一人一日四十銭女一人一日二十五銭）近年ドロノ植栽セルモノアリ一ヶ年ノ生長三尺以上ニモ達スドロ苗ハ天然生ノモノヲ掘り取りテ其良好ナルモノヲ直接山地ニ植エ出シ不良ノモノハ一ヶ年苗圃ニテ養フ又苗木ノ頭部ヲ切除セル梢ヲ挿木トシテ苗木ヲ作ル又直接山地ニ挿植セルモノヲ見受ケタリ其結果不良ナラズ北海道庁林務課所属小樽苗圃ヲ訪フ主任奥井技手不在ナルヲ以テ其詳ナルヲ知ル能ハズ苗圃ヲ視察スルニ内外國樹種ノ主ナルモノヲ栽培ス〔就中〕内国産ニアリテハ落葉松最モ適セルガ如シ杉、桧、共ニ発生不良ナルニアザルモ生長極メテ不良ナリ赤松、黒松ニアリテハ稍々望ミ無キニアザルガ如シトド、エドマツ共ニ苗圃ニ於テハ好マルシカラザルモ多少保護樹ノ元ニ播種セバ其結果良好ナランカ如、梅ノ如キハ発生極メテ不良ナリ

外国産ニアリテハ独逸黒松、全赤松、稍々良好ナリ殊ニ山出シ后ニアリテ赤松ハ黒松ニ優ル数等ナルガ如シ独逸唐松、ストローブ五葉松、亦望ミアルガ如シ

オレゴン松、朝鮮松ハ共ニ良好ナラザルガ如シ

本苗圃ニ於テハ五月三十日前後ニ播種スルヲ最モ適當セリト云フ

山地植付ハ主トシテ秋季ニ行フ〔既〕樹種ニ落葉松ナリ其土地ノ肥瘠ニヨリテ生長ニ差〔違〕アレドモ落葉松二十八年度植栽ノモノ直径四寸高サ四間ニ達ス本年始メテ間伐ヲ行ヒタリスク便利ナル地方ニアリテモ間伐材一本金一錢五厘以上ニハ売却シ能ハズト云フ

杉、桧、サハラ等ノ造林ヲ見ルニ十年ヲ経過セル今日漸ク梢ヲ高メ生長ヲ始メタルガ如シ右等ノ

観察ニ由リテ本林ニ於テ明年度試験的ニ播種ヲ試ントスル主ナル樹種ヲ左ノ如クセントス

一、落葉松、エゾマツ、トドマツ

一、ストローブ五葉松、独逸赤松、全黒松、オレゴン松、其他杉桧赤松黒松カツラセン等

〔見本〕木トシテ白楊類外国産白楊類等

一、立木払下等森林ノ取扱ニ関スル件

御料局上川出張所ヲ訪フ森林ノ取扱ニ関シテハ所謂天然更新法ニ従ヒ擇伐払下ヲナス払下ハ今日迄区域払下即チ一定面積上ノ総ベテノ樹種ヲ払下タル事無シト之レ擇伐更新法ニ依ルヲ以テナリ材積調査ハ毎木ニ就テ胸高周囲ヲ測リ高サハ目測トス而シテ形数\*ハ針葉樹四分五厘、闊葉樹ヲ五分トシテ計算シ主トシテ特売ニヨリテ払下ヲナスト云フ其主タル樹種ノ当演習林ニ接近セル上川郡、空知郡ニ於ケル最低価格左ノ如シ

\* 胸高形数のこと。以下の四分五厘は 0.45、五分は 0.5 である。

上川郡			空知郡		
樹種	単位	単価	樹種	単位	単価
トドマツ	尺メ	○円一八〇	全上	尺メ	○円一八〇
エゾマツ	"	○円一八〇	"	"	○円一八〇
クルミ	"	○円二〇〇	"	"	○円二〇〇
エンジュ	"	○円二〇〇	"	"	○円二〇〇
カツラ	"	○円一八〇	"	"	○円一五〇
セン	"	○円一三〇	"	"	○円一二〇
ヤチダモ	"	○円一三〇	"	"	○円一二〇
キハダ	"	○円一三〇	"	"	○円一二〇
イタヤ	"	○円〇七〇	"	"	○円〇六〇

北海道庁林務課所属上川派出所ヲ訪フ森林ノ取扱ニ關シテハ御料局ト異ナル処ナキガ如ク払下ニ於ケル材積調査ハ御料局ニ於ケル如クナルモ林務ニアリテハ胸高ノ周囲ニ依ラズシテ直径ヲ測ル差異アルノミニシテ形数モ御料局ニ異ナル処ナシ林務ニアリテモ払下ハ特売ニノミ由ルト云フ今上川、空知両群ニ於ケル立木特売価格ヲ聞クニ左ノ如シ

樹種	単位	単価円
エゾマツ	尺メ	○. 二八〇
トドマツ	"	○. 二八〇
クルミ	"	○. 二五〇
カツラ	"	○. 二一〇
ヤチダモ	"	○. 一六〇
イタヤ	"	○. 一〇〇

キハダ　　〃　　〇. 二〇〇

以上ニツヲ対照スル時ハ同一地方ニアリテ御料局ト林務課トシテ単価ニ少カラザル差異アリ由テ  
御料局札幌支庁長田町氏ヲ訪ヒ此事ヲ以テ斯氏ハ御料局ノ単価ハ木材ノ市場価格ヨリ算出セルモノニシテ正当ト認ム林務課ニ於ケル単価ハ往年ニ於ケル払下価格ヲ漸次昇騰セシメタルガ如クニ  
シテ当ヲ失シテ高カキ如シ由テ払受者ニ対シテハ或ハ材積ヲ多ク引キ渡スニハアラズヤト云フ林  
務課ニ就テ聞クニ単価ニ就テハ目下一ノ問題ニ属ス要スルニ當課ニ於ケルモノハ少シク高カキニ  
失スルガ如シト言フ

田町御料局支庁長ニ北海道御料林ニ対スル大体ノ方針ヲ訪フ氏曰ク御料林ニアリテハ今日ニ至ル  
迄全ク開発的ノ事業即チ林業ニ着手スルノ準備ヲナセリ由テ御料林ニアリテハ耕地トナシ得ラ  
ル、總テハ之レヲ開放シテ小作地トナシ絶対的林地ノミニ林業ヲ営マントスルモノニテ今日ニ至  
ル迄ハ主トシテ林業ニ対スル予備ノ業ヲナセルヲ以テ之レヨリ林業ニ着手スペキノ順序ナリ現ニ  
或部ニ於テハ人工造林ヲ試ミ天然作業ヲ施スニ至リタリト云フ我カ演習林内ノ一部開放ノ議ヲ題  
セシニ氏ハ大ニ讃シ進ンデ耕地トナシ得ベキ総ベテヲ開放スルノ得〔策〕ナル論ヲ試ミラル要ス  
ルニ小作料ハ少クモ一ヶ年一町金五円ヲ収ムルヲ得ベシ之レ北海道森林ノ今日或ハ近カキ将来ニ  
望ムベカラズト云フニ帰着ス（小官モ亦此意見ヲ持スルニ此論ヲ聞キ益々其念ヲ望ム試ミニ其ノ  
計画ヲ呈出スベシ）

北海道庁ニ於ケル北海道森林ニ対スルノ方針ヲ確メントセシモ林政課長欠員ノ為メ詳カニスルヲ  
得ズ要スルニ從来ノ方針ヲ更ムルノ必要ヲ感セシモノ、如ク今ヤ林政課ニ於テハ諸種ノ材料ヲ蒐  
集調査中ナリ（北海道庁ニ於ケル森林行政ノ〔所管〕ハ第五部ニ属シ同部ニハ拓殖、林政、林務ノ  
三課アリテ林政課ハ森林ニ対スル全ベテノ計画ヲナシ林務課ニアリテハ此計画ヲ実行シ及ビ庶務  
ヲ処辨ス）北海道森林ニ対スル諸例規ヲ網羅セル林務例規一部及森林司法警察ニ関スル法規ヲ網  
羅セル森林司法警察要規一部ヲ林務課ヨリ譲り受ケタリ

### 一、森林利用ノ件

#### （一）、運搬

木材ヲ汽車積ミトナスニ針葉樹角材ハ一貨車四十三石ヲ積載スルヲ得ベシ普通百石二貨車半トナ  
シ全針葉樹丸太ニアリテハ一貨車三十三石位ヲ積載スルヲ得ベク普通百石三貨車半トナス闊葉樹  
角材ハ普通百石三貨車積トス今下富良野停車場ヨリ小樽停車場迄汽車路百四十二哩\* ナルヲ以テ  
各角材百石ノ運賃左ノ如シ

\* 1 マイル=1,609 m

針葉樹角材　　百石ニ付　　金四十九円七十錢

全 丸太　　〃　　金五十九円六十四錢

闊葉樹角材　　〃　　　　〃

## (二), 林産物製造

札幌ニアリテハ経木真田<sup>\*1</sup> 若クハ経木細工モノ漸ク盛ナリ其原料トシテノ樹種ハ方言「アブラゴ」<sup>\*2</sup> (Acanthopanax Scidophylloides) ヲ最良トスルモ附近ニアラザルヲ以テ倒(ママ)底収支償ハズト云フ故ニ現今ハ主トシテドロヲ使用ス其原料ハ札幌着百貫目四円(節若シクハ朽敗ノ部ヲ除キ適宜ニ切断シテ) ニシテ若シ丸太ナランニハ札幌着百石ニ付金百三十円以上ニテハ倒(ママ)底収支償ハズト云フ輸出向経木真田ハ一反ト称シテ百八十尺ヲ束ネタルモノニシテ神戸着一反金六十錢位現今ハ輸出向ノ注文少キ為メ専ラ国内ニテ使用スル婦女子結髪上ノ装飾〔品〕若シクハ男子洋装ニ用ユル頸帶(ネクタイ)或ハ名刺等ノ製造ニ從事ス名刺ニハホウノキ最モ〔価値〕アリオンコ(一位) カツラ等亦可ナリ百枚ニ付金五錢位ニシテ之ヲ印刷セシムル時ニ紙ヨリ少シク困難ナルモ鮮明ニシテ出来上リ代価ニ粗悪紙製名刺位ナリト云フ此事業ハ本年二月高橋林学士ノ盛岡地方ニ出張シテ戦事婦女子適當ノ事業トシテ持チ帰リタルモノニシテ札幌経木真田傳習所ニテハ三百人許リノ傳習卒業生ヲ出セリト云フ一, 二〔該〕事業ニ着手セル商店等アリ何レモ手ツキ衝鉋<sup>\*3</sup> ヲ使用ス

\*1 経木を真田紐のように編んだもの。現在は夏帽子の原料。

\*2 コシアブラ

\*3 つきかんな

醋酸製造事業モ亦創設セラレタリ之レハ札幌市ニ於テ合資ノ形ニテ本年一月ヨリ事業ニ着手セラレ其目的ハ炭竈ヨリ飛散スル煙ヲ冷却シテ木醋液ヲ捕集シテ醋酸石灰ヲ作ラシメ之レヲ購買シテ醋酸塩類ヲ造ルニアリト云フ主任者平井某氏不在ノ為メ機械ノ運転ヲ中止中ナリシヲ以テ詳ニスルヲ得ザリキ原料醋酸石灰ハタ張郡栗山地方並ニ樺戸集治監ニ於テ主トシテ製造スルモノニシテ六十五パーセントヲ含ムモノヲ一貫目金三十錢ノ割ニテ買集スレドモ現今装置ノ機械ヲ絶エズ運転スルノ原料ヲ造ラシムル事困難ニシテ或ハ装置器具ヲ貸附シ若シクハ熟練者ヲ派シテ製造セシムル等熱心ニ獎励スルモ尚ホ且ツ要求高ノ半数位ニ止ト云フ

現今ハ専ラ「アセトン」製造ニ從事ス之レ戦争ノ影響トシテ陸軍省等ニ売リ込ミヲ特約シテ成立セル所以ナルベシ運転中止中ナリシモ其装置ヲ見ルニ「アセトン」製造器ノミニシテ醋酸石灰乾餾器五十貫釜, 二個, 二十五貫釜一個ヲ具備ス之レヲ使用スル時ハ一昼夜ニ二百六十貫余ノ醋酸石灰ヲ乾餾シ得ベシト云フ五個ノ「アセトン」蒸餾器アリテ漸次精製シテ第五回目ニテ全ク精製シ終ルモノニシテ醋酸石灰乾餾器中ノ〔発熱〕装置ハ蒸氣力ニ由リテ回転シ「アセトン」蒸餾モ亦蒸氣ヲ用フルノ装置ナリ

## (三), 木材ノ需用(ママ, 以下同\*) 並ニ価格

旭川ニ於テ木材ヲ消費スル工場ノ第一ハ森軸木工場トス其原料トシテ最良好ト称スル白楊ノ漸次減少セルヲ以テ現今ハ製造高ノ四分ノ三ハシナノキ (Tilia Cordata) (ママ) ヲ使用シ四分ノ一ハ白楊ヲ使用ス而シテ一日略二百石平均ヲ消費シ一ヶ年三百日就業スルノ予定ナルヲ以テ一ヶ年木

材ノ消費高略六万石ナリ而シテ其材料タル「シナノキ」ハ旭川付近ニ於テ今后漸クハ欠乏スルノ憂ナカルベシト云フ白樺モ亦軸木トシテ利用シ能ハザルニアラザルモ之ヲ製スルニハ一種ノ技術ヲ有スルモノナリ今日ニ於テ営業上進ンテ困難ナル白樺ヲ使用スルノ必要ナシト云フ三井物産会社ニテモ昨年多大ノシナ丸太ヲ神坂地方ニ輸出シテ今ヤ唯ダ堆積シ置クノ有様ニシテ神戸地方ニシナ林ヲ作レリトノ戯言ヲナスモノスラアルト云フ小樽港ニモ亦少カラザル全丸太ヲ見受ケタリ該港ニ於テ今日ハ殆ンド同丸太ノ価値ヲ有セズ

\* 但し、明治時代の「通牒」等の公文書で、「需用」が使用されている。

針葉樹材ハ最モ広ク使用セラル建築材ナリ旭川ニ於テ二個所許リノ木挽所アリ共ニ小規模ニシテ材木商ノ貨挽ヲナスノミ一日漸ク五十石前后ヲ製造スルニ止マルト云フ旭川ニアリテハ内地若クハ外国ニ輸出スル如キ者ナ〔シ〕唯ダ单ニ附近ノ需用ヲ充タシツ、アリ砂川三井木挽所ニテハ主トシテ針葉樹ヲ製材ス而シテ一ヶ月略二万石一ヶ年二十万石ヲ造材スト云フ多ク板材ナリ又枕木ノ多少ヲ造材セザルニアラズ此等製材セル大部ハ内地清国各港ニ出スト云フ札幌ニ於イテ重谷木工場ハ其ノ設備三井工場ニ譲ラザルガ如シ当工場ニテハ外国輸出モノハ殆ンド全ク取り扱ハズ主トシテ本道内ニ使用スルモノニシテ近来ハ漸ク内地ニ販路ヲ擴メタリト云フ而シテ製材セザルモノハ決シテ出ザズシテ針葉樹一ヶ年八万石ヲ製材スルト云フ札幌ニハ其他二三ノ木挽所アリ共ニ市内附近ノ建築材ヲ挽ク小樽港ニハ天塩造材会社其主タルモノニシテ主トシテ当港若シクハ内地出シヲナス其他二ヶ所許リノ木挽所アリ共ニ当港附近ノ需用材ヲ製材スルニ過ギザルナリ濶葉樹ハ旭川方面ニテ使用スルモノハ附近鉄道枕木用トシテセンノキヤチダモナラ等小細工物トシテカツラキハダイタヤノ種類ノ小数ニ止マル砂川三井工場ニテハ枕木用トシテ濶葉樹ヲ使用スルモ機械ノ設備不充分ノ為メ木挽職ヲシテ挽カシム然レドモ今ヤ工場ノ増〔設〕中ニシテ現今ノ二倍ニナサントノ計画中ナルヲ以テ完成ノ暁ニハ濶葉樹材ニシテ用材ニ適シ得ルモノハ枕木ノミナラズ凡テ製材スト云フ札幌ニ於テハ重谷木工場ニテハ今日ニ於テモ一ヶ年五万石以上ヲ製材ス主トシテ内地向ノ板類下駄棒（センノキ）等ニシテ針葉樹ヨリモ寧々濶葉樹ヲ希望スト云フ小樽ニテハ天塩造材会社ニ於テセンノキノ下駄棒盛ニ製造ス

右ノ有様ニシテ針葉樹、濶葉樹共ニ需用ノ途アリ然カレドモ其需用高ニ至リテハ之レヲ調査スルニ困難ナリ由テ今小樽港ヨリ積ミ出シ清国方面並ニ内地各諸港ヘ輸出スル木材ノ数量ヲ税関、区役所、小樽商業會議所等ニテ調査セシニ左ノ如シ

### 三十七年度外国各港へ輸出材類

地名/材名	枕木(石)	角材(石)	板材(石)
釜山	四七、二一八	三三、九四七	四、八一九
仁川	九五、四〇二	二三、六四八	二、四八〇
鎮南浦	六四、一二八		
漢口	四九、七八一		

大 沽	六四, ○一六	二八, ○〇五	二, 八八五
上 海	一四, ○一六	六六, 三六一	五, 四〇一
膠州灣		五, 九二二	三, 七三〇
合 計	三三二, 四七七*	一五七, 八八二	一九, 三一五
		丸太材(石)	六二三

\* 計算上は、三三四、五六一となる。

#### 全年度内国各港へ輸出セル木材

東京	三五, 五三六石		
横浜	四, 五二三	伏 木	一一〇
平田	三一五	敦 賀	三〇四
名古屋	五五九	境	一〇
四日市	一, 四四九	酒 田	二
大坂	一五, 一二八	直江津	七
神戸	一一二, 二八〇	其他	四六一
新潟	六七		
合計	一七〇, 七五一(石)		

右二表ニ由ル時ハ三十七年度小樽港ヨリ輸出セル木材略七十万石トス

三十七年度ニ於テハ戦争ノ影響ヲ蒙リテ平時ヨリモ多ク輸出セルハ明カナリ平時ニアリテハ已往ハ一ヶ年小樽港ヨリ輸出セル木材総額四十万石ト見レバ大差無キガ如シ此四十万石ナル数字ハ小樽港ヨリ輸出スル重ナル商店、三井物産会社、天塩造材会社、④事渡部木材商店等ニ就テ得タル数ナリトス

樹種ハトドマツエドマツハ角材トシテ一部板類トシ輸出シセンノキハ下駄棒トシテ枕木トシテ輸出シ

ヤチダモナラハ主トシテ枕木トシテ輸出シ

カツラキハダハ板類トシテ主ニ用材ナレドモ一部枕木トシテモ輸出セラル

丸太トシテ輸出セラル、ハトドマツエゾマツニシテ内地ニ於テマッチ箱ノ原料トナスガ如シ

(四) 木材価格

小樽港ニ於ケル過去五年間ノ木材価格ヲ調査スレバ左ノ如シ

#### 角材価格

トドマツ エゾマツ カツラ ヤチダモ センノキ キハダ 雜 木

三十三年 一. 二〇〇 一. 一五〇 一. 〇〇〇 〇. 九八〇 一. 〇三〇 一. 二〇〇 〇. 七五〇

三十四年 一. 五六〇 一. 五六〇 一. 一〇〇 一. 二〇〇 一. 二〇〇 一. 二〇〇 〇. 七五〇

三十五年 一. 五〇〇 一. 五〇〇 一. 二〇〇 一. 一五〇 一. 一五〇 一. 一五〇 〇. 七〇〇

三十六年 一. 五〇〇 一. 五〇〇 一. 一五〇 一. 一〇〇 一. 一〇〇 〇. 七五〇  
 三十七年 一. 五〇〇 一. 五〇〇 一. 七五〇 一. 三〇〇 一. 五五〇 一. 五五〇 〇. 八五〇  
 五ヶ年平均 一. 四五二 一. 四四二 一. 二四〇 一. 一四六 一. 二〇六 一. 二四〇 〇. 七六〇  
 板類価格 (厚四分\*長六尺ト厚七分長六尺)

	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	五ヶ年平均
トドマツ	厚七分 ○. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 五〇〇 〇. 四四〇 〇. 五四八					
"	厚四分 ○. 七五〇 〇. 七五〇 〇. 八〇〇 〇. 六五〇 〇. 六〇〇 〇. 七一〇					
エゾマツ	厚七分 ○. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 五〇〇 〇. 四四〇 〇. 五四八					
"	厚四分 ○. 七五〇 〇. 七五〇 〇. 八〇〇 〇. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 七〇〇					
センノキ	厚七分 ○. 四五〇 〇. 五〇〇 〇. 四五〇 〇. 四二〇 〇. 五〇〇 〇. 四六四					
"	厚四分 ○. 五五〇 〇. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 五五〇 〇. 六〇〇 〇. 五八〇					
シナノキ	厚七分 ○. 四〇〇 〇. 四〇〇 〇. 四〇〇 〇. 三五〇 〇. 三〇〇 〇. 三七〇					
"	厚四分 ○. 四五〇 〇. 四五〇 〇. 五〇〇 〇. 四二〇 〇. 四五〇 〇. 四五四					
カツラ	厚七分 ○. 四八〇 〇. 四五〇 〇. 四五〇 〇. 四二〇 〇. 四〇〇 〇. 四四〇					
"	厚四分 ○. 五七〇 〇. 五六〇 〇. 五五〇 〇. 五二〇 〇. 五〇〇 〇. 五四〇					
ヤチダモ	厚七分 ○. 四五〇 〇. 四五〇 〇. 四五〇 〇. 四二〇 〇. 四〇〇 〇. 四三四					
"	厚四分 ○. 五五〇 〇. 六〇〇 〇. 六〇〇 〇. 五〇〇 〇. 五〇〇 〇. 五五〇					

\* 1 尺=10 寸, 1 寸=10 分, 4 分=1.2cm

丸太価格 (末口三寸長二間ト末口五寸長二間)

	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	五ヶ年平均
トドマツ	末口三寸 ○. 一五〇 〇. 一八〇 〇. 一七〇 〇. 一五〇 〇. 一四〇 〇. 一五八					
"	末口五寸 ○. 二六〇 〇. 三三〇 〇. 三二〇 〇. 三一〇 〇. 二八〇 〇. 三〇〇					
エゾマツ	末口三寸 ○. 一五〇 〇. 一八〇 〇. 一七〇 〇. 一五〇 〇. 一四〇 〇. 一五八					
"	末口五寸 ○. 二六〇 〇. 三三〇 〇. 三二〇 〇. 三一〇 〇. 二八〇 〇. 三〇〇					
シナノキ	末口三寸 ○. 一〇〇 〇. 一二〇 〇. 一二〇 〇. 一二〇 〇. 一二〇 〇. 一一六					
"	末口五寸 ○. 一六〇 〇. 一八〇 〇. 一七〇 〇. 一八〇 〇. 二〇〇 〇. 一七八					
アブラコ	末口三寸 ○. 一〇〇 〇. 一〇〇 〇. 一一〇 〇. 一二〇 〇. 一二〇 〇. 一一〇					
"	末口五寸 ○. 一七〇 〇. 一六〇 〇. 一七〇 〇. 一八〇 〇. 二〇〇 〇. 一七六					
雜木	末口三寸 ○. ○八〇 〇. ○八〇 〇. ○九〇 〇. ○八〇 〇. ○九〇 〇. ○八四					
"	末口五寸 ○. 一五〇 〇. 一五〇 〇. 一六〇 〇. 一四〇 〇. 一六〇 〇. 一五二					

以上ノ表ニ由テ見ル時ハ木材価格ハ漸次昇騰スル事明カニシテ殊ニ針葉樹ヨリモ闊葉樹ノ昇騰歩合著シトス之レ未開墾地ニハ針葉樹ヨリモ闊葉樹多カリシモノヲ漸ク開墾地整理セルヲ以テ闊葉樹ノ欠乏ヲ生ジタルハ闊葉樹材価格昇騰ノ一原因タリ此点ヨリ我カ演習林ノ如ク比較的闊葉樹ヲ

有スルモノニアリテハ有望ノ域ニ進ミツ、アリト云フベシ

現今小樽港ニ於ケル角材価格ハ

トドマツ、エゾマツ上等百石金百五十円以上

セン、カツラ " 金百六十円以上

ヤチダモ拾四尺以上角物百石 "

(五)、演習林内立木払下ニ対スル諸商人ノ希望

三井物産会社ニアリテハ針葉樹ヨリモ寧々闊葉樹ヲ希望シ一定面積内ノ有用樹木ノ総ベテヲ払下  
ン事ヲ希望ス

札幌重谷木工場ニ於テモ亦同一ノ希望ヲ有ス伊保武一郎（本多教授ニ書面ヲ以テ嘗テ願出シ者）  
亦同一ノ希望ヲ有ス

天塩造材会社ニ於モ二万石以上ナラバ払下ヲ希望スト云フ

小樽港渡部木材商店モ亦払下ヲ希望ス

右ノ如キ有様ニシテ当演習林ニ於テハ少シモ伐木セザルヲ以テ希望者多ク殊ニ闊葉樹ノ漸次減少  
スルニ際シ我カ演習林ニハ鬱蒼ト繁茂スルヲ以テ殊ニ彼等ノ〔希望〕ヲ〔減〕ズル能ハザル処ニシ  
テ何レモ一手ニ連年経（ママ）續シテ払下ヲ希望ス払下希望者ノ意見等ニ就テ

三井物産会社ニテハ是非払下ヲ受ケ度ク且ツ三年或ハ五年間ノ特売契約ヲ結ビ多少ノ設備ヲナシ  
以テ搬出スルノ希望ニシテ或樹種ノミノ払下ヲ受ケル時ハ從テ大面積ニ亘リ伐木搬出ノ費モ多ク  
要スルヲ以テ一定面積内ノ総ベテノ樹木払下ヲ望ミ殊ニ来年度払下ノ分ハ少クモ雪消ユ前ニ伐木  
シテ運搬路付近迄山出シスルヲ便ナリトス而シテ同工場ハ三十九年五月頃迄ニ製材場ノ設備ヲ二  
倍トナスト云フ

札幌重谷木工場モ亦三井工場ニ於ケル意見ト同一ニシテ且ツ大学ノ意見ニヨリテハ小規模ノ鋸機  
械位ハ山地ニ据エ付ケ又運搬上ニモ新式ノ器具ヲ使用シハ学生諸君ノ観覽ニ備フヲモ辞セズ要  
スル連年一手ニ特売ヲ受ケルニ於テハ或程度迄大学ノ便宜ヲ計ルト云フニ帰着ス同工場ハ重谷繁  
太郎ナル者ノ事業スルモノニシテ略二十万円ノ負債アリ而モ債主ニシテ該工場ヲシテ破産セシメ  
ザルモノハ倒（ママ）底債権ノ辨賞（ママ）ヲ求メ能ハザルヲ以テ寧々事業ヲ経（ママ）續セシム  
ル得ントスルモノニシテ要スルニ大ナル負債アルガ為メニ破産ニ能ハザルナリト而テ場主重谷ナ  
ル者ハ此弱ニ投ジテ漸次工場ノ設備ヲ拡張シテ裏面ニテ己ノ財産ヲ作リツ、アリト云フ伊保武一  
郎此者ハ嘗テ本多教授ニ書面ヲ以テ願出シ者ニシテ嘗テ佐藤昌介\*ノ紹介ニテ本学ニ出頭セシ土  
居勝郎（北海道會議員）ト共同シテ事業ヲナサントスル者ナリ多少ノ土地ヲ有セザルニハアラザ  
ルモ土居勝郎ナル者ハ多大ノ土地ヲ有スル由之レヲ利用シテ二十万円程ノ製材場ヲ設ケ以テ清韓  
地方ニ輸出ヲ試ミントノ計画中ナリト云フ今日迄ハ重谷木工場等ヘ木材ヲ売り込ミ居ル所謂仲買  
的ノ木材商ナルガ如シ小官ノ訪問セシニ際シ彼レハ他ノ同業者殊ニ重谷木工場ヲ訪問スル事ヲ好  
マザリシ要スルニ土居ナル者ハ今日ニ於テハ多少ノ財産モアレドモ以前ハ所謂壯士ト称セラレタ

ル者ニシテ伊保モ亦同様ノ者ナランカ不日北海道長官ノ添書ヲ得テ本学へ出頭払下ノ件ヲ願出ツルト云フ小官ハ彼ノ話ハ処ニ由リ全ク北海道的ノ山師ハ欠ザルヲ得ズ

天塩造材会社ハ二万石以上一手ニテ払下ヲ得ラル、トセバ願出デ度キ由

\* 札幌農学校第1期生、1884(明治27)年札幌農学校校長。1886(明治19)年にアメリカ留学より帰国後、札幌農学校の最初の日本人教授となり、アメリカ「モリール法」(1862年制定)にならい基本財産としての農場・演習林の土地取得に尽力。

⑤事渡部材木商ハ小樽港ヨリ木材ヲ積ミ出ス三家即チ三井、天塩、渡部ノ一人ナリト云フ之亦払下ヲ希望スト云フ

右ノ有様ニシテ何レモ払下ヲ希望ス小官ノ意見トシテハ来年度ハ多数ノ払下ニモアラザルバ何人カ一人ヘ払下ゲルヲ希望ス然カレドモ或ハ直接本学へ払下方出願スル者アル等何レモ希望スル処ナレバ或一人ヘ特売スル如キハ考慮ヲ要スペキ事アリ或ハ公売ニナスカ若シクハ払下希望者一同ヲ同日同所ニ呼集シテ特売ニスルカノ法ヲ講ゼザル可カラズトス

右及御報告候也

#### 北海道演習林詰

助手 三浦常雄

明治三十八年十一月\*日

農科大学演習林長林学博士 川瀬善太郎殿

\* 案文のため空白

### 3. 資料③：雨龍郡出張取調報告

造林上並ニ土地貸下ノ件調査概略並ニ意見左ニ及御報告候也

明治三十九年九月\*日 助手 三浦常雄

\* 案文のため空白。

北海道炭礦鐵道株式会社所属雨龍森林ハ面積一万三千余町歩ノ一団地ニシテ嘗テ數人ノ名家ヲ以テ造林スルノ目的ニ依リ北海道庁ヨリ貸下ヲ得タルモノニシテ其后ニ至リ北海道炭礦鐵道株式会社ニ於テ炭礦ニ要スル用材ヲ伐採利用シテ跡地ニ造林ヲ施シ将来炭礦備林トナスノ目的ヲ以テ曩キニ貸下許可ヲ得タル數人ヨリ権利ヲ譲リ受ケタルモノニシテ其當時出願起業方法ニ由リ造林ヲ完成セル暁ニハ所有權ヲ得ルニ至ルモノトス右ノ事情ニシテ貸下出願起業方法実行ニ依リ所有權ヲ得ル事殆ンド第一ノ主目的トナスヲ以テ其造林ノ法ハ從テ極メテ粗放ナルモノナリ

造林法

天然造林法

天然造林ト称シテ現ニ行フノ法ハ針葉樹林殊ニトド松林ニ対シテ行フモノニシテ第一ニ炭礦用材ニ適シ得ル針葉樹ノ総ベテヲ伐採利用シテ后熊笹〔等〕雜草ヲ刈リ拂ライシ木製或ハ金属製ノ熊

手ヲ以テ落葉類ヲ取り除キ土地ヲ露出セシメ伐採残立木ノ種子落下シテ発生スルノ準備ヲナス現今ハトド松ノ存立スル峯廻リヲ十間幅前后ニ此法ヲ施ス視察スル処ニ由レバ天然生稚樹ノ発生良好ナリ之レニ要スル費用平均一坪一錢トス

此方法ハ少クモ伐採后土地ヲ裸出セシメザルノ利益アリ且ツ発生后ノ手入完全ナルニ於テハ将来ノ見込無キニアラズ元来峯廻リノ如キハ皆伐造林ニ適セザルヲ以テ此法ヲ施ス事可ナルベク一ハ保護上ヨリ観察スルニ其作業地ハ各峯ニ亘ルヲ以テ之レヲ巡視道路ニ利用シ得ル故ニ甚ダ便利ナリトス

#### 人工造林法

地拵ハ新植ノ前春ニ於テ利用シ得ル樹木伐採跡地内三寸以上ノ立木ヲ巻キ枯ラシニシ造林予定地ノ周囲ニ防火ノ設備ヲナス其法地勢並ニ附近ノ状況ニヨリ平均略一間幅ニ地拵予定地ノ周囲ヲ焼キテ防火線トナシ后其内部ニ火ヲ放ツ然ル時ハ熊笹雜草等ハ殆ンド焼失ス其残レルモノヲ集積シテ焼キ払ラヒ三寸以下ノ立木並ニ立チ枯レ木ヲ倒シ以テ地拵ヲ終ルモノトス其費用平均一坪六厘二毛ヲ要スト云フ造林樹種ハ全部落葉松ニシテ地拵ノ翌春ニ植栽ス以前ハ一町歩四千五百本以上モ植付ケタルモ現時ハ三千本植ニナセリト云フ其方法等普通行ハル、法ヨリ少メ

其地拵法ハ雜木利用ノ途無ク之レヲ伐採シテ地拵ヲナスニハ多大ノ労銀ヲ要ス然ルニ此森林ニアリテハ起業設計通り造林セザルニ於テハ其当時ノ貸下契約ニ違反スルヲ以テ契約解除セラルヲ以テ其設計通リノ面積ヲ造林シ以テ其規則面ヲ通過セザル可ラザルニヨリ余儀ナクセラル、モノニシテ又止ムヲ得ザルナリ

此造林地ヲ見ルニ巻キ枯シヲナシタルモノ林立シテ度々蒼々タル樹木ヲ見ル其蒼々タルモノハ巻キ枯シ作業ヲナセルモノ、中ナラ、シナノ如キ種類ノ枯死セザルモノナリ此等モ巻キ枯シ作業ニシテ完全ナルニ於テハ枯死スル事勿論ナリト雖モ此等枯死林立セル林木ニシテ漸次腐朽シテ倒レタランニハ植栽樹ヲ傷フ事少カラザルハ予期セザルベカラズ而モ巻キ枯シヲナセル当時（植栽后余り生長セザル間）ニ倒ル、ニアリテハ尚ホ忍ブベシトルモ植栽后数年若クハ十数年ニシテ漸次倒ルベク一方植栽樹ニアリテモ漸次生長シツ、アルヲ以テ其害大ナリトス此害タルヤ巻キ枯シ木ノ倒ル、為メニ生ズルニアリト雖モ尚ホ巻キ枯ラシニ由ルノ害ハ大小ノ枯木林立シ居ルヲ以テ日光ヲ蔽フ事少カラズ殊ニ落葉松ノ如キ陽樹ニ対シテハ其害大ニシテ生長ヲ損スル事少カラズ要スルニ地拵中巻キ枯ラシハ目下ノ状況雜木ヲ利用シ能ハザルト貸下当時ノ起業法ニ依リ一時ニ比較的大面積ノ造林ヲナサザル可カラザルヲ以テ経費ヲ要スル事大ナル故ニ止ムヲ得ズトルモ植栽樹ノ生長ヲ妨げ且ツ植栽樹生長ノ后ニ折損セラル、事大ナルヲ以テ採用スペカラザルノ法トス故ニ利用ノ途無キ樹木ハ寧々根返シヲナシ然ル后ニ雜草熊笹ヲ焼クノ目的ヲ以テ火ヲ放ツ時ハ根返木ノ小枝葉ハ自ラ焼失スペキヲ以テ此等ノ間ニ植栽スル事可ナルベシ無論規則正シク植栽スル事難シト雖モ植栽后生長ヲ妨害シ並ニ倒木ニヨリテ折損セラル、ノ害ニ比スレバ遙カニ優レリ地拵費ハ巻キ枯シヨリ多ク要スペント雖モ第一回ノ巻シ不完全ノ為メ第二回ノ手数ヲ要スル事等

比較スル時ハ根返ニヨリテ地拵ヲナスト大差無キ至ルベシ而テ地拵ニ火ヲ放ツ事適法ニアラズト  
雖モ今日ノ状況ヲ止ムヲ得ザル事ナルベシ尚□□

### 一町歩ノ造林費

地拵費	一八円六〇〇	坪六厘二毛トス
植栽費	三円七五〇	一人四百本植一町歩三千本ヲ入ルモノトシテ人夫一人金五十錢
苗木代	一二円〇〇〇	一本金四厘
運搬費	一円五〇〇	平均三人トス
下刈費	一〇円二〇〇	第一回坪八毛第二第三回坪一厘三毛三回トス
手入費	五円〇〇〇	卷枯シ不完全ノ〔処〕ヲ更ニ卷枯ヲ施ス一反歩一人トシテ
計金五十一円五錢		

### 管理

炭礦株式会社ニ属スル森林雨龍郡外二ヶ所合面積二万余町歩ニ対シ炭礦株式会社造林派出所ナル  
森林ニ対スル一ノ機関アリテ森林技術ニ關スル殆ンド総テハ此処ニ決セラル派出所長ナル者ハ林  
学士トス而シテ各山ニ造林支所ナルモノヲ地勢面積等ヲ參酌シテ配置シ伐木造林等ヲ実施センム  
支所長ナル者ハ林学実科卒業生若クハ札幌農学校林学科卒業生或ハ森林業ニ対シテ熟練ナル者ヲ  
之レニ充ツ今雨龍山林ニ就テ見ルニ本土面積一万三千余町歩ニシテ左ノ三支所ヲ設ケテ管理セシ  
ム

造林支所名	分擔面積	一ヶ年造林予定面積
鷹泊	二千百余町歩	五十五町歩
ポンニタシベツ	三千八百余町歩	七十五町歩
シルドルマップ	七千余町歩	三十五町歩

各支所ノ業務トシテハ炭礦用材伐出並ニ造林事業トス而シテ各支所所在地ハ苗圃ヲ設置シテ苗木  
ヲ養生（ママ）シ且ツ各支所内ニ一二個処適當ノ位置ニ苗圃ヲ設ケ管理人ヲ置キ苗木養生（ママ）  
並ニ附近ノ造林及保護ノ任ニ当ラシム

右ノ方法ニ依ルヲ以テ全面積内ニ三ヶ所ノ支所アリ又各支所ニ一二ヶ所ノ苗圃ヲ有ス而テ各苗圃  
各支所間ニ林道ヲ開鑿シ交通甚ダ便ニシテ保護亦完全セリ

### 労働者ノ関係

労働者ヲ得ルノ目的ヲ以テ農耕地ニ適スルノ土地ヲ貸下小作民ヲ入レ以テ此等ヲ労働ニ從事セシ  
ム現今全面積内ニ小作民ヲ入ル、事六十一戸ナリ今其配置ヲ見ルニ左ノ如シ

鷹泊支所内 三戸

ポンニタシベツ支所内 支所々在地 三十一戸（三ヶ所ニ分ツ）

苗圃所在地 二十一戸（ポンマ\*）

シルドルマップ支所内 六戸

右ノ如クニシテ小作民ハ内地ヨリ募集セルモノトス

\* 意味不明。

鷹泊支所内ニテ毎年二十五町歩ノ造林ヲナスニハ三戸ノ小作民ノミニテハ倒(ママ)底其用ヲナスペクモアラズト雖モ此地他ノ農場ト接近シ居ルヲ以テ此等ヨリ労働ヲ求メ居ルモ小作民ヲ使用スルトハ異ナリ労働者ヲ得ル事難ク辛フジテ事業ヲ〔繼續〕スルト云フ

ポンニタシベツ支所内ハ労働者ニ付キ最モ便宜アルノ地ナリ此支所分擔之モ亦他ノ農場即チ俗ニ本願寺農場ト称スル本願寺ニテ貸下ヲ受ケタル廣大ナル土地ニ入レタル小作農場ニ接近シ居リ加フルニ自己小作農民五十二戸ノ多キヲ有スルヲ以テ労働者不足ノ憂殆ンドアル事無シ同支所区内ニテ年々ノ造林面積ハ七十五町歩ニシテ内支所々在地ポンニタシベツ方面ニテ四十五町歩並ニ同支所内ポンニタシベツ苗圃附近ニテ三十町歩ノ造林予定トス而テ同支所内ノ造林並ニ伐木総テノ事業ニハ殆ンド小作民ノミニテ充分ニシテ少シク不足スルモ附近農場ヨリ求ルヲ故ニ不自由ヲ感ゼズト云フ

シルドルマップ支所ハ毎年ノ造林面積三十五町ナルモ小作人僅カニ六戸ナルヲ以テ労働者ノ不足勿論ナリト雖モ同支所ハ他諸農場ト連セルノ位置ニアルヲ以テ此等農場ヨリ呼集シテ漸ク其用ニ応ズルヲ得ルモ倒底自己ノ小作民ヲ使用スル如ク便ナル能ハズ常ニ困難ヲ感ズト云フ

之ニ由テ見ル時ハ目下ノ状況労働者ヲ得ル為メニハ小作民ヲ入レ此等ヲ使用スル事最モ便ニシテ且ツ經濟的ナリ今雨龍山林所ポンニタシベツ支所内ハ完全ニ此法ニ由ルヲ以テ其小作民使用ノ法ヲ視察セントス之レニ先立チ炭礦株式会社所属地小作規程ノ全文ヲ見ルニ

#### 北海道炭礦鐵道株式会社農業小作規程

第一条 本社農業地ニ於テ本規程ニ依リ小作人ヲ募集シ本規程ニ依リ小作ニ從事セシム本社農業地ノ小作人トナリタル者ハ本規程ニ定ムル条項ヲ服従スペキ義務アルモノトス

第二条 左ニ掲グル各項ノ一ニ抵触スル者ハ小作人トナルコトヲ得ズ

- 一、 農業・林業何レノ経験ヲモ有セザル者
- 二、 移住スペキ一家族中丁年以上ニシテ労働ニ堪エル人員二人以上ヲ有セザル者
- 三、 戸籍証明書ヲ所持セザル者
- 四、 確実ナル保証人ナキモノ

第三条 小作移住ノ際ハ送籍状ヲ携帯スペシ

第四条 小作人ニハ一戸ニ付農業適地三町歩ヲ配当ス

第五条 前条配当地ハ左ノ標準以上ニ於テ八ヶ年以内ニ全部ヲ墾成スペシ

初年目 九反歩

二年目 四反五畝歩

三年目四年目五年目六年目七年目各三反歩

八年目 一反五畝歩

第六条 本社ノ小作人トナリタル者ハ別紙第一号書式ニ依リ小作契約証書ヲ差出スベシ

第七条 小作人移住ノ際其請求ニ依リ無利息ヲ以テ左ノ貸付ヲナスコトアルベシ

但シ返済スペキ期日ヲ経過シタルトキハ年一割二分ノ利子ヲ付ス

一、 移住旅費

但シ前住地ヨリ移住地ニ至ル旅費ノ実費以内

二、 農具代及種子料

但シ農具ハ移住當時必要ノモノ種子ハ初年播種ニ必要ノモノ

三、 食料

但シ移住ノ日ヨリ向八ヶ月以内ノ米噃

第八条 前条貸付金ハ左ノ方法ヲ以テ返済スペキモノトシ別紙第二号書式ニ依リ借用証書ヲ差出

スベシ

一、 但二ヶ月以内ニ返済スルコト

二、 前項ノ外本社ノ業務ニ從事シ受取ル賃金アルトキハ其十分ノーッ以テ返済金ニ充ツルコト

第九条 小作人ニハ左ノ補給ヲナス

一、 小屋掛料 一戸ニ付金五円

一、 開墾料 一反歩ニ付金三円

第十条 前条小屋掛料ハ小屋掛ヲ終リタル當時ニ交付シ開墾料ハ毎年五月一日及十月一日ノ現在  
新墾反別ニ依リ之ヲ交付ス

第十一條 小作人ハ成墾地ニ對シ左ノ区分ニ隨ヒ其年十月限り小作料ヲ納ムベシ

但成墾后ハ三ヶ年間ハ無料トス

四年目 一反歩ニ付 金三十錢

五年目 " 金五十錢

六年目 " 金七十錢

七年目以降ハ近傍地ヲ參酌シテ適宜之ヲ定ム

第十二条 前条ノ小作料ハ時宜ニ依リ農作物ヲ以テ納入ヲ計スコトアルベシ

但換算価格ハ其時々之ヲ定ム

第十三条 小作地ニ生存スル樹木ハ本社ノ需用若クハ風防等ノ為メニ必要ナルモノ外總テ無代価  
ヲ以テ伐採セシムベシ

第十四条 小作人ハ開墾事業ノ外本社造林地ノ看視ヲナシ及其事業ニ就キ雇役セラル、義務アル  
モノトス

但造林事業ニ就キ雇役スルトキハ相当ノ賃金ヲ給ス

第十五条 小作権ハ売買譲与支給等総テ之ヲ他人ニ移スコトヲ得ズ

第十六条 小作人ニ於テ目的以外ニ土地ヲ使用シ又ハ他人ノ土地ヲ小作シ若クハ本社以外ノ業務ニ從事セムトスルトキハ本社ノ承諾ヲ受クヘシ

第一七条 小作人ニシテ左ノ各項ノ一ニ抵触スル者ハ小作契約ヲ解除シ一ヶ月以内ニ退去セシムルコトアルベシ

但小作人ニ於テ無断ニ農業地ヲ退去シタルモノハ小作権ヲ放棄シタルモノト見做シ第十八条ノ例ニ依リテ処分スペシ

一、本規程ニ違背シタル者

二、農業不熱心ニシテ成功ノ見込ナキ者

三、品行不良若クハ風儀ヲ損スル行為アリト認ムル者

第十八条 前条ニ依リ小作契約ヲ解除シタル者若クハ自ラ小作ノ解除ヲ求メタル者ニ対シテハ左ノ処分ヲナス

一、貸付金ノ全部ヲ一時ニ辨済セシムル事

二、仕払未済ノ開墾料ハ之ヲ給與セザル事

三、収穫以前ノ農作物ハ本社ノ所得トナス事

(第一号書式) 原紙 小作契約書

何国何郡何市字町

一、未開地反別三町歩

二、開墾地同 畑

三、毎年墾成反別

初年目 九反歩

二年目 四反五畝歩

自三年目 每年三反歩

至七年目

八年目 一反五畝歩

四、開墾料一反歩ニ付金三円

五、小作期間明治何年ヨリ何年マデ何ヶ年(二十年以内)

右ハ今般拙者ニ於テ貴社農業地小作人ト相成候ニ付テハ小作規程ノ条項及前記各項ノ主旨承諾仕猶今後貴社アリ時々御通告ノ事項ヲモ確守可仕シモ本人ノ身分並ニ其債務ニ関シテハ保証人ニ於テ引受決シテ貴社ニ対シ御感相掛け申間敷為後日契約証書仍テ如件

原籍

住所

年 月 日

小作人 氏名 印

原籍

住所

保証人 氏名 印

北海道炭礦鐵道株式会社長殿

原紙（第二号書式）借用証書

一金何程 前住地何処ヨリ移住地ニ至ル旅費

一金何程 農具代金

一金何程 種子代

一金何程 食料

合計金何程

但返済期限明治何年何月限

右ハ今般拙者ニ於テ御社小作人ト相成候ニ付必要ナル費用借用候處實正也然ル上ハ農業地小作規程第八条ニ隨ヒ前証期限真ニ漸次返済可仕猶其外今後御社ヨリ受取ルベキ金員アルトキハ總ベテ其一割御引去リノ上返済金ニ御差加ヘ被下度義一期限ニ至リ残金有之候場合ハ拙者所有之財産御差押被下候トモ又ハ小作契約証書ニ連署セル保証人ニ弁償被命候トモ聊カモ異存無之言為後日借用証書仍テ如件

住所

年月日 小作人 氏名 印

北海道炭礦鐵道株式会社長殿

以上

右ノ規則ニ依リテ指配ス該規則ハ法理上矛盾スル点アルカ如シト雖モ今日ニ至ルノ問題ヲ生ゼズ而モ現時ハ一慣習トナリタルヨ以テ便多シトス

尚ホ現時ニ於テハ小屋掛料・開墾料ヲ給セズ米噸・種子代ヲ貸付セザルモ小作民ヲ得ル事容易ニシテ且ツ内地ヨリ移住民ヲ募集スルノ要アラザルヲ以テ旅費ヲ給スルノ必要ヲ見ズ今實際ニ小作民ヨリ労働ヲ得ルノ状況ヲ見ルニ先ツ小作民中ヨリ組頭ナル者一人ヲ擇舉セシム此組頭ナル者ハ小作民ニ對スル公共的ノ事柄並ニ炭礦会社ニ對スル労働者供給ノ事ヲ掌ルモノトス

今労働者ノ必要ヲ生ズル時ハ造林支所備置ノ板木（合図スルノ器）ヲ打ツ然ル時ハ組頭ナル者ハ直チニ支所ニ出頭ス滋ニ於テ支所長ハ労働者若干人ヲ召集スペキノ旨ヲ告グ依テ組頭ハ小作人ニ出役スペキ旨ヲ告グ小作民ハ事情止ムヲ得ザル限ハ出役スルモノトス而テ組頭ニ對スル報酬ハ労働者ニ支払フベキ金額ノ一割トシテ其五分即チ二分ノ一ハ移住小作民村全般ノ事業即チ学校社寺祭典執行等ノ費用ニ積立セシム依テ組頭ノ純所得ハ労働者ニ支払フベキ全額ノ五分トス而シテ小作民出役ノ例ヨリ見ルモ借り受ケ面積一戸僅カ三町歩ナレバ同今ハ殆ンド開墾シ終ッタルヲ以テ

労働ニ余剰ヲ生ズル事及ビ出役スルノ義務アル契約ヲ成セシ事並ニ米増ヲ会社ヨリ借り受クルノ便宜アルヲ以テ事情止ムヲ得ザル限りハ出役シ其出役シ兼タルモノハ其理由ヲ組頭ニ届ケ出ツ而シテ其会社ヨリ米増ヲ借り受クルノ便宜アルト称スルハ会社ハ米味噌塩等日用ノ必需品並ニ毛布類ノ如キマデ小作民ニ貸与シテ労働賃ト相殺スルノ法ヲ行フ而シテ之レヲ借り受クルニハ組頭ノ連署ヲ要シ労働供給ニヨリテ返却スルノ責任ハ小作民一同ノ負担トナル依テ味噌等ヲ借り受ケテ労働出役等ヲ怠タル者アルトキハ組頭ハ勿論小作民全体ヨリ出役ヲ促サル、ヲ以テ怠ルヲ得ザルニ至ルナリ而シテ会社ノ義務トシテハ各個人ノ労働ニ対シ相等ノ労働賃ヲ給スルハ勿論ニシテ其他学校費等ノ一部ヲ補助スルニアリ如斯事情ニ依リ比較的円満ニ労働者ヲ得ラル而シテ造林支所長ナル者ハ恰モ昔時ノ庄屋然タル者ニシテ小作民ノ旅行等ニ就テ許可ヲ与ヘ村内ニ争論等ノ生ズル時ハ仲裁者トナリ冠婚葬祭等ニ当ツテハ所謂床柱ヲ背ニシテ座セシメラルト云フ有様ニシテ所謂模範自治町村ノ村民ト村長ニ於ケルカ如キ風アリ

要スルニ北海道現時労働者ヲ便用スルノ点ヨリ見ルニ我が演習林ノ如キ事業ヲナスニハ必ず小作制ニ依リ労働者ヲ得ルノ策ヲ採ラザル可カラズ此点ニ就テハ北海道炭礦株式会社小作制ニ範ヲ採ル事少カラザルベシ

#### 農地貸下規程ニ対スル意見\*

第三条貸下地面積ノ制限ヲ四町歩（若クハ五町歩）以内ト訂正スル事

理由　曩キニ進達セル規程草案ニ三町歩ヲ標準トナシ地形ニ依リ増減シ得ル如クナセルハ労働ニ過剰ヲ生ゼシメ以テ本林事業ニ利用スルノ目的ナルモ今回貸下ヲ予定セル如キ比較的他農場ニ近キ場所ニアリテハ本林ニ労働ノ有ラザル時ハ他ニ其途ヲ求メ得ベキモ「ニシタップ」（是非移住セシムルノ必要アリ）ノ如キハ不便ナルヲ以テ専ラ農業ニ依ルト本林ニ労働ヲ供給スルニ依ルノ外ナシ然ル時ハ少シク多人数ノ家族ニテ一戸分即チ三町歩ニテハ大ナル不足ヲ感ズベシ而テ第一着ニ移住セシムル上ニ於テモ彼等ハ其面積ノ小ナルヲ見テ借受希望者少キニ至ルヤ計リ難シ依テ規定ハ一戸分四町歩若シクハ五町歩以内トナシ其範囲内ニテ増減シ得ル如クナス事便ナリ

右ノ理由ニ依リ訂正致度其他ノ条項ハ当ヲ得タルモノト被存候

追テ炭礦株式土地貸下規程ハ一戸分三町歩ナルモ墾成ノ上ハ漸次未開地貸下ノ便ヲ与ヘ居レリ右御参照ノ為メ添言仕候也

十一月十六日

三浦助手

川瀬演習林長殿

\* 日付けからみて「雨龍郡出張取調報告」と別の文書と思われるが、関連文書であるので同じ冊子の中に綴っておいたものと思われる。

### III. 資料の解題

#### 1. 北海道演習林施業意見書と旭川札幌小樽出張取調報告—天然林施業と伐作業—

##### 1) はじめに

本資料の執筆者・三浦常雄は、1903（明治36）年に東京帝国大学農科大学林学実科を卒業後、愛知県立農林学校教諭、東大・千葉演習林助手を経て、1905（明治38）年6月に同・北海道演習林の初代主任・助手として着任した。

この着任後わずか4カ月で、「北海道演習林施業意見書」を書きあげ、同年9月に川瀬善太郎本部林長宛に提出した。また同年10月25日から11月7日までの2週間、旭川、砂川、札幌、軽川（現・札幌市手稻区）、小樽を視察した。帰所後の同年11月、「各地ニ於ケル視察ノ大略左ニ御報告申候也」として、「旭川札幌小樽方面出張取調報告」を提出した。この報告は、当時の北海道における森林経営の実態、軽川村の北海道造林合資会社（後に王子製紙に売却）、北海道庁上川出張所、御料局札幌支所等における、苗木生産、森林利用、林産物製造、木材の需要・価格・輸（移）出に関する市場調査など、当時の北海道における森林と林業に関する実態調査報告として貴重な資料となっている。

以下、主として資料①の「施業意見書」について、分析と考察を加えて解題とする（資料の引用では、適宜読点を挿入する）。なお、以下においては、氏名の敬称を省略した。

##### 2) 資源構成の実態と伐作業

三浦は「意見書」の冒頭において、本演習林の林相について「針葉樹少クシテ、殆ンド純林ノ大面積ヲ見ル事難ク、一小部分ニ塊在スルモ皆枯老木ノミニシテ、鬱閉破シ樹下一面ニ熊笹ヲ以テ俺ハル」と述べ、その上で当面の森林施業について、「経済上ニ於ケル林業トシテ、天然更新ハ殆ンド望ム能ハズ」として、「現時ニ於ケル取扱」は、「皆伐新植スペキモノ」としている。

当時の森林蓄積を1ha当たり約250m<sup>3</sup>と算出し、総面積約24千haの総蓄積を約6,000千m<sup>3</sup>と推定する。針、広別には針葉樹35%、広葉樹65%の、広葉樹優占の針広混交林であるとしている。

また、この蓄積を用、薪炭材別に見ると、用材47%，薪炭材53%であり、針葉樹のうち用材となるのは60%，同じく広葉樹では40%と試算している。こうした用途別の現状について、「現今、直径一尺二寸以下ニアリテハ価値ヲ有セザル」としている。

つまり、この林相は当時の北海道の天然林としては、針葉樹の蓄積は少なく、かつ林分構成上も疎林であり、決して豊かな森林ではなく、また木材需要から見てもその立木の市場価格は安価であり資源的価値も低いものであった。

同じ時期の1901（明治34）年に札幌農学校の「第一基本林」として創設された「雨龍演習林」の林相は、1912年に編成された「仮施業案」によれば次のようになっていた。

「而シテ樹木ノ生長亦良好ニシテ到ル処林木繁茂セルナリ，特ニあかえぞまつノ純林ニ至リテハ延々数里ニ連ナル層猶ホ暗キノ所少ナカラズシテ，高サ十数間直径二三尺枝下数間ノ良木亭々天ヲ突ク有様ヲ見テハ，誰カ良ク垂涎三尺ヲ禁スルヲ得ンヤ，是レ実ニ大学ノ宝庫タリ，若シ夫レ是ヲ取扱フニ合理的ノ方法ヲ以テセハ，永久大学所要ノ資金ヲ上クルコトヲ得ルノミナラス，其地方ヲ潤沢スル大ナルト云フヘシ」といわれるよう，アカエゾマツを中心とした美林であった（有永明人「林内殖民制度に関する研究」北大演研報，31卷2号，1974，p. 166）。

しかしながら，この「垂涎三尺」の美林も，1935（昭和10）年以降の戦時経済下の朱鞠内ダムの建設によって皆伐され，その立木売払代金は北大の理学部等の建設資金とされた。このように「大学の宝庫」とされ，「合理的ノ方法」をもって施業すれば「永久大学所要ノ資金」となるはずの森林は，合理的な施業を見出ことなく，湖底に埋没し，大学の基本財産となることはなかった。

他方で東大の北海道演習林は，1907（明治40）年に第1期施業案が編成され，当面，里山地域の5千haを対象にして，期間30年間の整理伐をもって林相の改良につとめた。しかし，この初期のエゾマツ山引苗，ドイトウヒ，カラマツの人工造林地81haは，1911（明治44）年の近隣森林の類焼によって消失してしまった（高橋延清『林分施業法』全林協，1971，p. 16）。当時の「年伐量は16,000m<sup>3</sup>で，70~80%が直営生産であった。北海道における直営生産のはじまりである」（前掲，p. 17）とされている。

三浦は，「現ニ本道林務課ノ行ヒツヽアル，所謂擇伐作業ナルモノハ其良木ヲ擇伐シテ収入ヲ挙ゲ其后ヲ放任シテ，第二次ノ森林ヲ作ルニアルト云フ，斯業ニ對スル觀念無キ者ノ眼ヨリ見ル時ハ兎モ角，林地ヲ露出セシメズ樹木ハ林地ヲ掩フヲ以テ意トナサズルモ，之レ果シテ林業ヲ行フモノト云フヲ得ベキカ，之レ天然作業ナル口實ノ下ニ乱伐シテ収入ヲ挙グルニ外ナラザルナリ」と，フォレスターの目から見た，北海道での森林伐採の実態を告発し厳しく批判している。つまり，当時の道内での択伐作業は，単なる良木の抜切にすぎず，林業（森林施業）とはほど遠く，収入をあげるための乱伐（略奪伐採）にすぎない，との実態認識を示していた。

以上のような認識のもとに，当面の整理伐採の立木処分の対象樹種を，平均直径二尺以上の「セン」と「針葉樹，老樹」とした。

まず「セン」については，当該木は1haに2本の割合で賦存し「此樹種ヲ擇伐スルモ，林相ヲ破り林地ニ危害ヲ及スニ憂，最モ少シ」として「擇伐払下ヲナスベキ樹種ノ一一撰定」することとした。

次に「針葉樹，老樹」については，「我ガ演習林ニハ，針葉樹ノ純林ノ如キハ殆ンド見能ハザルモ（小面積無キニアラズ），潤葉樹ヲ混スル少キ個處ニアリテハ林内一面ニ針葉樹ノ稚樹ヲ以テ掩ハレ，又潤葉樹間ニ存立スルモノ多クハ老大ノ古老木ニシテ，其樹下ニ針葉樹ノ稚樹少シト雖モ，潤葉樹ヲ以テ掩ハル故ニ古老木ヲ擇伐スルモ林地ニ及ボスノ危害ハ殆ンドアル事無シ」として，

その生育状況からみて択伐可能であるとする。しかし、「单ニ此点ニノミ由リテ伐採スル時ハ過伐ニ陥チ入り、今后数年ノ后完全ノ経営ヲナス時ニ当リテ、其蓄積ヲ減ジル為メ森林ノ価値ヲ少ナラシム」懼があるので「センヲ擇伐スルヨリモ、ヨリ多クノ注意ヲ払ハザル可カラズ」と整理伐採後の本格的な森林施業（「完全ノ経営」）のために、過伐を厳しく戒めている。

しかしその択伐率について「其程度ハ滋ニ明言スルヲ得ズ」として、その理由は「各所ニ於テ樹種間配列ノ状態ヲ異ニスル」故にその択伐率に関しては「全ク施業者ニ一任セザル可カラズ」として、伐採木の選木については現場担当者に一任することとしている。そして、この択伐による立木払下が過伐にならないように重ねて、次のように施業者（現場担当者）に注意を促している。

「要スルニ、セン並ニ針葉樹ノ古老木擇伐払下ニヨリテ、本演習林経費ヲ支フル事トナセリ、此等本林ヨリ挙ゲタル収入、総ベテハ本林整理経営ノ為メ支出スル事ナレバ、森林ノ価値ノ減ズル事無キガ如キモ兔ニ角、其蓄積ヲ減少セシムル事ハ明カニシテ其林相ヲ害スル行為ノ一部ヲ行フト云フ可ナリ、施業者ハ林地ヲ害サヅル程度ニ擇伐スル事ガ行ヒ能フベキモ、其伐採量ニ就テハ多大ノ注意ヲナサヅルベカラズ、其注意如可ニヨリテハ、今后木材ノ価格生ズルノ日ニ至ルト雖モ、遂ニ特別経営ニ由リ本演習林ヲ施業シ能ハザルニ至ルヤ計リ難シ」。

以上のような認識にもとづいて、三浦は次のような森林施業を提示する「今仮ニ、百年ヲ期シテ、全部造林ニ由リテ施業完了スル事トナシ、測量ノ結果全面積二万町歩ニ減縮スルト仮定スル」と「一ヶ年ノ皆伐面積ハ二百町歩ニシテ、造林面積モ亦二百町歩ナリ」、さらに「而シテ、一千町歩内ヨリ擇伐スル事ヲ仮定」した上で「今后五年ノ后ニ、本施業ニ着手スル時ハ」「其后ノ十五年間、毎年、造林量ニ対スル収支計算、左ノ如シ」として、次のように試算する。

皆伐面積	200 町歩	17,886 円
回帰年 15 年間の択伐面積	1,000 町歩	7,000 円
収入小計		24,886 円

これに対して、

造林面積 200 町歩の事業費	17,160 円
従って、年間の収支差引収入	7,726 円

この計算の結果によって「即チ、毎年略八千円、収入アルヲ見ル故ニ、之ヲ以テ充分ノ経営スルヲ得ベシ」と報告している。なお、この択伐については「擇伐ノ回帰年数及擇伐量等ハ、完全ナル施業産ノ成立后ニアラザレバ判明能ハズ、唯ダ今日完全施業ニ着手スル迄、一ヶ年一千町歩内ヨリ擇伐スル事ト仮定セルハ、林地ヲ害サヅル事、及ビ森林ノ価値ヲ損セシメザルノ、二点ニ注意シテ擇伐面ヲ大ニセシニ止リテ、他ニ大ナル根拠アルニアラズ」と付記している。

以上のように、三浦は年間 200 町歩の「皆伐新植」によって、100 年間かけて 20 千町歩の大面積人工林の造成を想定し、その事業費として年間皆伐 200 町歩、択伐 1 千町歩の立木販売収入に

よることを試算した。

しかし、この施業を実施する条件は「今日ニ於テ、特別經營ニ由ル完全施業ハ望ム能ハザル」などとしていて、そのためには「少クモ一町歩内ヨリ金八十五円以上収入アリ、且ツ薪炭材ニ多少ノ価値ヲ生ズル日」つまり 1 町歩 85 円の収入と薪炭材販売ができるときまで、その事業開始を待つべきであるとする。

そしてその日は「今周囲ノ事情ヨリ予想スル」と「遠キ将来ニアラザルベシ、或ハ五、七年ノ后ニ來ランカ」と予想して、それまでの間「現時ニ於ケル事業」は「成ルベク少キ経費ヲ以テ、其日ノ來ル準備ヲナス、ト同時ニ試験的事業ヲナスニ止ムルニ如カズトナス」と記して、この「北海道演習林施業意見書」は結ばれている。

この大面積人工造林の植付樹種については、「造林試験」の項で、「内外各国樹種ヲ養成シ、本林ニ適スル樹種ノ撰定ニ資スル」また「落葉松、トド松等ノ從来本道ニ適セル樹種」を「造林シテ、其成績ヲ究研シ」としている。なお、この「意見書」提出後の小樽での調査において「北海道庁林務課所属小樽苗圃…ヲ視察スルニ…内国産ニアリテハ落葉松最モ適セルガ如シ、杉、桧、共ニ…生長極メテ不良ナリ…外国産ニアリテハ独逸黒松、全赤松、梢々良好ナリ」などと各造林樹種の道内における成否を検討している（「旭川札幌小樽出張取調報告」）。

高橋延清は、この初期造林の結果について、すでに見たように、1911（明治 44）年の大山火事で焼失したと報告している。また、この山火跡地に大正期に造林された 1 千 ha の外来樹種の造林実績については、次のように記している。

「植栽樹種は、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパアカマツ、カラマツ、ストローブマツ、ヨーロッパクロマツなどであるが、野鼠の被害が甚大であった。駆除・予防として、あるいはチフス菌を用い、あるいは混植を行い、また天敵の保護につとめたが、効果が少なかった。このうちでも、ストローブマツ、ヨーロッパトウヒは比較的被害が少なかった。外来樹種を用いて大正年代に造林された、1,100 ha のうち約 3 分の 1 しか成林せず、残りは主として鼠害で消滅した。」（前掲、p. 17）。

つまり、三浦の想定した 20 千町歩の大面積人工造林による森林造成は、成林率 30% という北海道の厳しい自然条件によって阻まれたのであった。このことは、ドイツ林学の平地林での木材栽培 (Holz-Zucht) をその政策的パラダイムとした、1900（明治 30）年代以降のスギ人工造林による用材林化としての森林経営の「近代化」政策が、北海道では技術的には不可能であり、すでにこの時点で破綻していたことを示している。

しかし、北海道演習林の森林施業は、「以上のごとく過去の施業案は、大山火の被害、農地開拓、戦争、台風被害で、しばしば乱され、天然林の伐採は、径級伐採、良木択伐の域を脱せず、伐採するたびごとに蓄積が減少して、しかも不良蓄積が残存していく経過をたどった。つまり、道内の国有林、道有林などと同じに、きわめて粗放な択伐作業に終始した」（前掲、p. 19）。そして本

格的な天然林施業は、1954（昭和29）年の洞爺丸台風による被害木の整理伐採後の1958（昭和33）年に開始された「林分施業法」の実施まで、約半世紀の試行錯誤の時間を要した。

しかし、この林分施業法による天然林施業は、100年前のフォレスターが目標としたドイツ森林経営学の森林施業を、単に模倣するものではなく、北海道の森林の現実に立脚した、多様な林分の自然条件をその原点とする独自の天然林施業であった。

19世紀の初頭に成立したドイツ森林経理学が対象とした森林は、針葉樹7種、広葉樹30種と樹種数が少なく、また台風もない極めて安定した自然としての森林であった。この森林は「森林内の通行が遙かに容易であり、樹種の数がはるかに限られているので、より合理的な経営ができる」（M. ドヴェズ/猪俣禮二訳『森林の歴史』自水社、1973, p. 11）。「この合理的な経営」（森林施業）は「一つのミクロコスモス」（前掲）としての中欧の森林を対象とし、その森林経営の近代化に関わるものであった。

これに対して、湿潤なアジア・モンステン圏の東端にあって、「東亜移行帯」の汎針広混交林帶（館脇 操『汎針広混交林帶』北方林業, No. 7(11), 1955）に属する、樹種的多様性に富み下層植生の繁茂する北海道森林を対象として創出され、試行されつつあるのが「林分施業法」である。それは、単に量的な木材生産を追求するものではなく、森林を構成する土地・水・木材資源をはじめ動物相を含めての諸資源の総合的管理を追求するシステムであり、いわば21世紀の持続可能な森林経営である。それはまた、類似の自然条件と資源構成を有する、北欧南部、北米大陸東部、ロシア極東部から中国東北部のシホテアリン山脈、北海道にまたがる北方圏の汎針広混交林帶の森林の諸資源管理の新たなパラダイムの提示ともなっている（菊間 満、持田光裕『ロシア極東の森林と日本』ユーラシア・ブックレット No. 58, 東洋書店、2004, 参照）。

### 3) 基本財産林と「特別経営」

三浦は、当面の立木処分による収支を試算した結果をもとに、その当面の事業経営のあり方にについて以下のように述べている。

「元来演習林ノ性質ハ、即チ経済事情ニノミ束縛セラルゝモノニアラズシテ、第一目的ハ、之ニヨリ演習実験ノ用ニ供スペキナリ、然リト雖モ演習林ノ事業ハ特別ノ経営ニ由ラザルベカラザルヲ以テ、経済事情ニ重キヲ置カザルベカラザルハ、又止ムヲ得ザル処ナリ、此等ノ点ヲ総合シテ考フル時ニ、本演習林ニ於テハ明年度ヨリ完全ナル施業ニ着手スルハ、其当ヲ得ザル策ナルベシ。」

また前記の立木処分の項でも、整理伐の過程での過伐によって林相を破壊すれば「今后、木材ノ価格生ズルノ日ニ至タルト雖モ、遂ニ特別経営ニ由リ、本演習林ヲ施業シ能ハザルニ至ルヤ計リ難シ」としている。

つまり、「完全ナル施業」としての本格的な森林経営を実行するためには、その事業経営の費用は木材販売収入を財源とする独立採算の会計制度による「特別経営」の確立を、その前提として

いる。

この特別会計論は、1899（明治32）年に開始された国有林特別経営事業をモデルとしたものであったと考えられる。国有林のこの事業は、同年の「国有土地森林原野下戻法」とならんで、国有林野の「不要存置処分」の林野売払収入による独立採算制の特別会計のもとに、民有林との境界の確定等による施業案編成をはじめ、無立木地の植林、苗圃の設置などの造林事業、林道・林内歩道の開設など、国有林経営のための条件整備を目的とするものであった。

この不要存置処分は、1921（大正10）年までの22年間に約80万町歩の売払を終了し、その収入額は6千万円を超えるものであり、これは当初計画2.3千万円の2.7倍に達するものであった（萩野敏雄『日本近代林政の発達過程』日本林業調査会、1994, p. 281-308）。

このような国有林経営の財源確保とその事業運営の順調な展開の中にあって、三浦が、演習林の「第一目的ハ、…演習実験ノ用ニ供スベキ」とし、「元来、演習林ノ性質ハ即チ経済事情ニノミ束縛セラルゝモノニアラズ」としつつも、「演習林ノ事業ハ特別ノ経営ニ由ラザルベカラズ」としたこと、当然のことであった。ただ国有林の「特別経営」の財源は土地売払にあったのであり、日露戦争の不況下であった当時の北海道での木材の立木処分の価格では、その本格的な施業を開始する条件は存在しなかったのである。しかし同時に、当時の官立大学としての財政運営上の要請もあった。

根岸賢一郎は、1894（明治27）年の千葉演習林の発足当时、「農科大学内では、『経費がないから大きな山や原野をもらっても困る』と演習林設置には反対の声が大きかった」と記している（根岸賢一郎「千葉演習林沿革史資料（番外メモ）」演習林、36, 1997, p. 274）。しかし札幌農学校の農場用地の大面積払下げが「学校維持運営基金」としての基本財産造成にあったように、当時の国家財政のもとでの官立大学の大面積の演習林の運営が基本財産として特別会計のもとにおかれることもまた当然のことであった。

東大では、第1次大戦下の好況下にあって「演習林自体の整備を進め、秩演、愛演の購入を可能にしただけでなく、東大での定年制実施に必要な退職金にあてられた。これにより財政上の理由から延期されていた教官の定年制が1922（大正11）年から実施され、大学全体の活性化に役立つことになる」（前掲、p. 274-275）とされるように、その収益は農学部だけでなく東京大学全体の運営資金にも流用され貢献したのであった。

以上のように、演習林は学生実習・実験、試験研究を大義名分としつつも、同時にその森林経営は財産林としての目的をもつものであった。このことは、戦前期の日本資本主義の経済基盤の支柱のひとつが、地主的土地位所有とそのもとでの土地経営による絶対地代収入にあったことからすれば、大学演習林もその専外にはありえなかったことを示している。こうした事実経過に立って、戦後・農地改革においても、この森林経営を「経営試験」であったと主張し、その小作地の解放を渋り、その解放を1964（昭和39）年まで遅延させたのが北海道の東大・北大両大学演習

林であったことも歴史的事実である。

根岸は、千葉演習林の実質的な創設者であった本多静六の官立大学と国家財政の関係について、次のような興味深い見解を記している。「官制などが整ってくると、予算や会計規則にしばられ、大学演習林では思うように実地の試験や林業経営を行うことができなくなった。そこで、財産家の森林などに関係することで、これを自分勝手にできる私設の演習林と考えた。北演、台演（台湾演習林一大橋注）、全演（朝鮮全羅南道演習林一同）、江演（朝鮮江原道演習林一同）の設立に協力したのは、大学の基本財産造成のためと、ほかの教官諸氏が林業経営を体験できる便宜を図るためであった。」（前掲、p. 291）

こうした見解は、自由主義経済論者であった本多の大学自治・学問思想の自由と、1900（明治30）年代以降に確立した日本の近代的官僚制のもとでの大学財政に対する予算上の統制と規制に関する危惧の表明でもあったといえよう。1900（明治30）年代の国有林の存廃論争においても、本多の廃止論（本多静六『改訂・林政学』博文館、1903）に対して「ドイツ財政学」の国家論に立脚した川瀬善太郎の存続論（川瀬善太郎『林政要論（全）』有斐閣書房、1903）として、当時の日本の林政学界を二分するものであった（有永明人「森林国有論の系統（I）—19世紀の存廃論争—」日林東北支論、No. 43, 1991, 参照）。

#### 4) 森林経営と薪炭材生産等

すでにみてきたように、当時の北海道演習林の蓄積を用、薪材別に算定すると、薪炭材は53%と過半を越えていた。しかし、当時の富良野盆地は、拓殖政策による開墾が着手され始めたところであり、移住者は少なく人口は希薄であった。また薪炭材になる広葉樹材は雑木と称され、開墾の邪魔物として焼払いの対象であった。従って、この薪炭材は立木販売の対象とはならず、その市場価格は成立せずゼロであった。

三浦は、こうした当時の価格からも1町歩当たりの収入予定額を62.9円と算出し、これに対して1町歩当たりの造林費を103.8円と試算し、「現時造林事業ノミニ於テモ尚ホ一町歩金四十円九十銭ノ不足」として、「今日ノ如ク木材過剰ノ時機ニ当リテ、伐木スル事ハ決シテ当ヲ得タルモノト謂フベカラザル」と結論する。すなわち、当時の天然木の立木価格では、皆伐跡地の人工造林は、1町歩当たり約50円の赤字となり、経営採算上は不可能であったのである。

こうした状況のもとで、「然ラバ何レノ日ニカ施業ヲ開始スペキカ」と自問して、「薪炭材ニ多少ノ価格ヲ有スルノ日ニ至ラバ」「完全施業に着手スルヲ得ベキカ」と自答している。その目途となる木材販売価格の上昇を「針葉樹材尺メ単価金七銭」、「潤葉樹材尺メ単価金四銭」の騰貴と「薪炭材尺メ金一銭ノ価格ヲ生ジ」たと仮定すると、一町歩当たり平均収入は95.18円となり、同じく造林費85.8円に対して一町歩当たり9円の余剰を得ると試算している。

つまり、薪炭材の立木単価が1尺メ1銭、1町歩当たり約3円になれば、その造林事業は黒字になり、実行可能となるとして、その時期は「遅クモ五、七年ノ間ニアルベキヲ予想ス」として

いる。なお、この薪炭材が販売可能になれば「以テ造林費中、地拵費ヲ減少スルヤ論ナシ」として、その立木処分による1町歩当たりの地拵費を前記の試算36円から18円に半減すると想定している。

以上のような試算のもとで、「本演習林ノ完全施業ニ着手スルハ、今日ニ於テハ不能ニ属ス、少クモ薪炭材ニ多少価値ヲ有スルニ非ザレバ、着手シ難キモノトス」と結論する。この「完全施業」は、すでにみたように里山の「皆伐新植」による造林事業をはじめ6項目の諸事業を指すものであるが、その実行の可否の「鍵」は、薪炭材の立木売扱処分による収入増と地拵費の5割に及ぶ節減にあった。

この三浦の結論「着手シ難キモノトス」は日露戦争後の不況下にあったといえ、北海道の未開地に赴任した若きフォレスターが、厳しい現実に直面し苦惱した結果として提出した意見であった。

1900(明治30)年代の「治水三法」下に開始された日本の近代的森林資源政策は、その政策手段として森林経営「近代化」を志向するものであり、基本的に地主的土地位所有のもとでの森林経営の人工林化=用材林経営の拡大として展開された。この経営の「近代化」は、明治後期の近代的林野所有の確立以後は、遅々たる地主経営の用材林化として、農民的林野利用に依拠しそれを基盤とする諸土地経営の一環として進行した。そのもとでの木材生産は、広範な生活用燃料材としての薪炭材、農用木材などの自家用材生産を基盤とし、その上に狭隘な地場需要に対応する小商品生産としての木材生産、家屋用材生産が展開し、その一部は農村家内工業の原材料としても利用された。

こうした自給材生産、小商品生産の上に成立したのが、地域市場あるいは全国市場に対応する用材の商品生産であった。こうした多面的な木材需要のもとに成立する重層的な市場構造の頂点に、いわばその上部構造として用材生産が成立し、用材林化が進行したのであった。

三浦が志向した「皆伐新植」による人工造林は、当然のことながら、こうした自給用、あるいは小商品生産として木材生産の存在を不可欠の基底とするものであった。このことを当時の現場責任者として生々しく報告し分析して、この基盤と基底の欠落を確認した結果の結論が「着手シ難キモノトス」であった。

この富良野盆地において、薪炭材の販売市場が成立するのは、大正後期から昭和初期のことであった。それが道内需要に対応する商品生産として展開したのが、旭川、小樽市場向けの木炭生産であり、それは大農場制のもとで隸農的自営製炭または焼子従属の「仕出し」製炭として、小生産者に寄生する地主薪炭林経営として展開した(赤羽武『山村経済の解体と再編』日本林業調査会、1970)。

なお、この薪炭材生産は、統計上確認しうる1922(大正11)年以降昭和前期を通じて、日本の木材伐採量6~8割を占め、それが5割以下になるのは、1950年代後半のエネルギー革命以後

のことであった。それは 70 年代初頭には 5% 以下に急減し、こうした自給用あるいは小商品生産の解体は、日本林業における用材生産とその森林経営の基盤を崩壊させたのであった。三浦の本格的な森林経営のためには、薪炭生産のもつ経営基盤及びその技術構造上の重要性と不可欠性の指摘は、こうした基盤の存在を現場技術者として実感した結果でもあったといえよう。

こうした木材の商品生産としての用材生産が、その基盤に広範な農民的林野利用と小商品生産の存在を、不可欠の条件とすることは、ドイツ林業においても同様であった。1884 年に V. KALITSCH によってマツ林の施業が開始され、後に A. MÖLLER によって『恒続林思想』(1922) のフィールドとされた森林施業について、1984 年に「ベーレントーレン・マツ林施業百年」を記念する現地討論会が開催され、その歴史的総括がなされている。

箕住侑司は、この大会で報告された総括論文 2 編について、適切な紹介と検討を行っている(箕住侑司「恒続思想 100 年—ベーレントーレンと日本」林業統計研究会誌, 15, 1991)。本論文によれば、「1884 年以降、当時の農民の下草採取等を背景にマツの天然更新施業が開始された」が、「しかし、密度の高い天然更新を行う立地条件はもはや存在せず」、「今後は恒続林施業で得られた経験を生かして」、「皆伐作業を行うことが重要」であるとの検討結果を報告している。その結果、「この恒続林施業については、林業上の歴史的な記念碑として 150 ha 程度について施業を V. KALITSCH と A. MÖLLER の考えに従って継続することとなった。つまり、その施業の背景であり、その歴史的条件であった「農民の下草採取」の利用が 100 年後の時点では「もはや存在せず」、この施業は「歴史的な記念碑」とされたのである。

すなわち、本来的に土地・水・木材の総合的資源である森林資源を、木材の商品生産の場として単純化し、資本の果てしなき利潤追求の場として一面化し、拡大し発展する市場原理に盲目的に追従し、それに依拠することは、それ自体が森林諸資源の真に合理的な管理とは矛盾することを、この歴史的総括は示しているのである。

なお、三浦は薪炭材生産とともに「森林利用」の一環として「林産物製造」を各地の出張調査で報告し、その重要性を強調している。例えば、札幌における「経木真田」や木酢液を原料とする「アセトン」の製造である(旭川札幌小樽出張取調報告)。

(文責: 大橋邦夫)

## 2. 雨龍郡出張取調報告—森林経営と林内殖民—

### 1) はじめに

三浦が、1906(明治 39) 年 8 月に石狩国雨龍郡へ出張し、同年 9 月に提出したのが「雨龍郡出張取調報告」である。この報告は、冒頭に「造林上並ニ土地貸下ノ件調査概略並ニ意見左ニ及報告候也」とあり、また、報告の末尾には同年 11 月 16 日付「農地貸下規程ニ対スル意見」が添付され、「第三条貸下地面積ノ制限ヲ四町歩(若クハ五町歩) 以内ト訂正スル事」との意見が主文と

なっている。

これらの内容より類推すると、この雨龍郡の「北海道炭礦鐵道株式会社所有山林」（以下「北炭山林」とする）への出張は、当時の演習林本部で検討されていた林内の可耕地の開墾と小作地の設定及びその貸下規程に関わって、川瀬林長よりの御下間に答えるためのものであったと考えられる。前年の「施業意見書」には、このことについて「五、農地貸下」の項で、以下のように記されている。

「ニシタップ方面ヲ施業スルニハ労働者の供給不充分ニシテ困難ナリ、之レヲ補フ為ニハ必ラズ殖民制ヲ採リ、適當ノ場所略四百町歩、即チ一戸分四町歩トシテ百戸分ヲ開放シテ、貸下ゲ農民ヲシテ小作セシメ、此等ヨリ労働ヲ供給セシムルノ法ヲ採ラザル可カラズ、之レガ為ニハ土地ノ区割貸手下手續等ノ業務ヲナサザル可カラズ」としている。なお、この末尾に（）書きで、「開放ヲ必要トスル所以別紙説明書ニアリ」と付記されているが、この「別紙説明書」の存在は現在のところ残念ながら確認することができない。しかし、1907（明治40）年5月にはこの農地貸下規程のいわば「原規程」であった「東京帝国大学農科大学附属演習林内農地貸下規程」が制定され、その第1条には「…施業上ニ使スル林業夫ヲ林内ニ移住セシムル必要アル場合ニハ…一時農地トシテ貸下ス」と定められている。つまり、当時の森林経営上の労働力確保策として、後に林内殖民制度とされた開墾小作地の選定が、当面の労働力確保のための一時的な対応措置として想定されていったのであった。しかしこの「意見書」に示された見解は後にみるように、この直後の御料局札幌支庁の現地調査によって、小作農場制による農地経営の構想へと展開し、その林内殖民制度の創設へと発展した。

この北海道演習林における林内殖民は、1930（昭和10）年代後半に貸下農地約5千町歩、小作者約1千戸に達し、戦前期の森林経営の基底をなし、その森林施業を独自のものとして特徴付けるものであった。本稿は、こ農地経営の開始に至る経過を検証するために、いわばその制度的原型ともなった「北炭山林」についての現地報告であった資料③「雨龍郡出張取調報告」を中心にして、その歴史的背景となった「植樹地処分」について考察を加え、解題とするものである。

## 2) 「植樹地処分」と「選定条件」

三浦は、その冒頭で当時の「北炭山林」の造林事業について、「出願起業方法ニ由リ、造林ヲ完成セル暁ニハ所有權ヲ得ルニ至ルモノトス、右ノ事情ニシテ貸下出願起業方法実行ニ依リ所有權ヲ得ル事」が「殆ンド第一主目的トナスヲ以テ、其造林ノ法ハ從テ極メテ粗放ナルモノナリ」と当時の造林方法が、森林造成としてのもつ実効性について、「極メテ粗放ナルモノ」と断定し、その森林施業上の意味について否定的な評価を下している。

1897年（明治30）年に制定された「北海道国有未開地処分法」において「植樹地」=「植樹ニ供スル土地」が法令上に規定された。因みに、この規定は「法令上、植樹が対象となったのは、これがはじめてである」（小林三衛「林野所有の形成」、潮見俊隆編『日本林業と山村社会』所収、

東大出版会, 1962, p. 203) とされるように、日本の法令上においても最初のものであった。しかしこの規定は、当初その払下対象地の地種区分を定めたのみで、その選定についての具体的な基準を示してはいなかった。その基準は、1902年の同法「施行規定取扱規則」によって「植樹ニ供スル土地ハ、林相ヲ為サス、耕地ニ必要ナラサル場所ニ限ルモノトス」と規定されている。しかし三浦報告によれば「天然造林ト称シテ現ニ行フノ法ハ、針葉樹林殊ニトド松林ニ對シテ行フモノニシテ、第一炭礮用材ニ適シ得ル針葉樹ノ総ベテヲ伐採利用シ…」とあり、また「…雑木利用ノ途無ク」とされた広葉樹林は「貸下當時ノ起業法ニ依リ一時ニ比較的大面積ノ造林ヲナサザル可カラズ」として、この伐跡地の「巻枯シ」による地拵え方法を「活用スペカラザルノ法トス」とも報告している。つまりこの実相は「林相ヲナサズ」どころか、豊富な蓄積をもつ天然林であったことを示している。

この「取扱規則」の制定は、1897年の旧法による大面積処分が、単なる土地取得を目的とする弊害を生み、農耕地の拡大を困難にしたこと、及び立木伐採だけを目的とした出願を規制することにあった。これは、1907年の改正法においては、1909年の「通達」「植樹目的未開地売払処分の1件」(拓殖9912号)によって、「植樹目的で処分する土地は、地勢急斜か地質劣悪か到底耕作又は牧畜に適せざる地を以てすべく、仮令かかる土地でも既に天然性の樹林で山林をなせる土地又は自然の育成に委ねねば小林を形成する土地は、除外する」(『北海道農地改革史(下)』, 1954, p. 114) とさらに厳しく限定されることとなった。

こうした「取扱規則」や「通達」による官僚的規制は、一方では1990(明治30)年代以降に成立した山林官僚制のもとでの、中央集権的資源政策の技術的な画一主義による針葉樹一斉造林政策の反映であり、その当然の帰結でもあった。しかし同時に、道庁内の拓殖政策における、農政官僚と山林官僚の割拠制のいわば縄張り争いの結果でもあった。農耕地の拡大を追求する農政官僚に対して、山林官僚は、一方では私有者の森林経営を無立木地・原野の裸地造林を軸とする狭隘な人工林経営の枠内に閉じ込めつつ、他方では広大な北海道の森林の大部分を国家的所有(内務省国有林及び道有林、御料林)としてエンクロジャー(囲込み)し確保したのであった。

### 3) 「植樹地処分」と「起業条件」

すでにみたように、三浦は報告の冒頭において、「出願起業方法実行ニ依リ、所有權ヲ得ル事」が「第一の主目的」であり、その「造林ノ法」は「極メテ粗放ナル」と、当時の「北炭山林」の造林事業の実状について断定する。

つまり、何よりも林野の所有権取得を目的とするものであった、当時の現地の造林事業を観察して、直ちにこれは成林の見込みなしと見抜いたのであり、彼のフォレスターとしての眼力と見識の高さを示すものであった。実際に『北炭山林史』(1959)によれば、1901(明治34)年から1917(大正6)年までの初期の植栽地1,623町歩の内、その80%強が成林しえなかつたと報告している(同上, p. 115-116)。

この「出願起業方法」とは、前節での「植樹地」の選定規準とともに、1897年の旧法で採用されたものであった。それは、旧法とともに制定された「北海道国有未開地検査規則」(明治30年5月訓令92号)による「成功検査」が所有権取得の条件とされ、その検査の基準は、別の「施行規程」(府令25号)の第3条による「起業方法書」によって定められていた。

つまり、この旧法による処分は、あくまでも「貸付」処分であり、それを所有権の取得である「付与」処分するためには、この「付帯条件」を完遂することが不可欠であった。なお、1907年の改正法では、当初から売払い処分であったが、これも「成功検査証」が交付された後に所有権が確立するという条件付の売払いであった。

この「起業方法書」は、上記「施行規程」の第3条で「処分法第三条ニ依リ土地ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ、第一号様式ノ願書ニ起業方法、圖面及ヒ戸籍証明ヲ添ヘ北海道長官ニ差出スヘシ」とされ、これによって「植樹地」の場合は「第一号様式ノ五」による「起業方法書」を出願時に提出することになっていた。またその貸付期間は「植樹地又は泥炭地ニ限り特ニ二〇ヶ年以内」(「処分法」第九条)とされていた。以上のように、この「起業方法書」は、貸付期間20年間の付帯条件であり、これに反した場合は、其の処分の取消または未成功地の返還を命ずることとなっていた。

この「第一号様式ノ五(植樹の例)」は6項目から成る様式であるが、その5項目は「五、方法ノ要領、全地悉皆何々方法ヲ以テ刈拂ヒ、何々方法ヲ以テ植伐ス、其ノ苗木ハ何々ノモノヲ用ヒ、植付地刈拂ヒ手入補植ハ何々方法ヲ以テ何年間継続シ、新植樹ハ何年目ニ止ム」とされていた。これによれば、地柄の刈払、植付、苗木の樹種など、手入、補植の方法を詳細に記入することとなっていた。

この様式の末尾には、次のような重大な「注意」が付されていた。「針葉樹ハ混植スルヲ得ス且ツ針葉樹ハ一坪ニ付三本、闊葉樹ハ一坪一本ノ割ヲ以テ植樹スヘシ、補植ハ前年植樹数ノ二割ヲ見込み、貸付期限終了前少クモ二年前ニ新植ヲ了スヘシ、三寸以下樹木地又ハ柴地ナツルトキハ、第三ニ其樹木ノ重ナル種類緒及他日天然ニ成林スルノ見込アルヤ否ヤ明記スヘシ」(同上)。

つまり、この方法書は、針葉樹については1町歩9千本という超密植・単純一斉人工造林法による育林経営を指定したものであった。いうまでもなく、これらの条件は当時の技術的・社会的条件から見ても、また現在のそれからみても実行不可能であるばかりでなく、技術的には無意味なものであった。しかし、この事実は、当時の道府官僚達が大農法による資本制農場の展開を夢想したと同じように、林業においてもこうした人工造林施業による資本制育林経営をその政策目標としていたことを示すものであり、そのパラダイムとしたドイツ林業と林学の反映として興味深いものがある。

初期北炭は、こうした付帯条件について、「しかし、この方法は広大な山林に対しては容易に実施しうるものではないことが明らかになってきたので、36年以降は当社の申請に基づき、天然下

種と、その補助作業を含めた、いわゆる天然更新をも認めるようになり、こゝに人工植栽と天然更新を包含した広義の植樹を行いうる段階となった」(前掲『北炭山林史』, p. 20) というように、「天然更新」を起業方法に導入することによって、その実行不可能な付帯条件から免れている。この起業条件の変更が制度的に何年から実施されたかは不詳であるが、改正法にともなう「北海道国有未開地処分法施行細則」(明治 41 年 6 月府令第 64 号) の第 11 条に「植栽スヘキ区域内ニ於テ天然生稚樹アリタル場合ハ、一坪一本ノ割合ニ於テ植栽本数ニ通算スルコトヲ得」と明文化されている。

「北炭山林」の植付本数について、三浦は「以前ハ一町歩四千五百本以上モ植付ケタルモ、現時ハ三千本植ニナセリト云フ」とカラマツ植付本数が 4.5 千本から 3 千本に減少したことを報告している。また、資料②の同じ植樹地処分による「軽川村・北海道造林合資会社」については、「樹種ハ主トシテ落葉松ナリ、三十二年度植栽ニシテ一町歩三千本植ノモノ、高サ十五尺直径五寸ニ達スルモノアリテ、漸ク鬱閉ヲ保チ林中雜草ヲ絶ツノ有様ニシテ、各樹ノ枝葉相接スルヲ見ル、之レニヨル時ハ一町歩三千本植モ決シテ樹数少キニアラザルガ如シ、概シテ生長旺盛ナリ」として、1899 (明治 32) 年度のカラマツ植付本数が 3 千本であったことも報告している。すでに貸付処分当時から、この超密植造林は実際には実行されていなかったのであった。

これについて、『北炭山林史』は 1959 年に「しかし、これは広大な山林を対象とする場合にはとうてい実行しえないのみか、技術的にも成林する見込のない箇所にも造林を強い、また優良天然生幼樹をも一律に皆伐するように指示するなど、いわば机上のプラン式な粗雑なものであった。」(同上, p. 94) とも記している。

この「いわば机上プラン式」との見解は、三浦の現地視察に立脚した卓見から半世紀をへて、進行しつつあった 1950 (昭和 30) 年代の戦後拡大造林政策に対する、現場技術者からの告発であり痛切な批判でもあった。

#### 4) 小作規程と林内殖民制度

この「北炭山林」への出張取調報告は、先にみたように、翌年の 1907 (明治 40) 年に制定された、「農地貸下規程」の演習林本部での検討過程に対応するものであった。この報告の末尾に 11 月 16 日付「農地貸下規程ニ対スル意見」が添付されていることは、その間の演習林本部との意見交換がなされていたことを示している。

この「意見」で「進達セル規程草案ニ、三町歩ヲ標準トナシ」としたが、現地調査を経て再検討した結果、「規定ハ一戸分四町歩若シクハ五町歩以内トナシ、其範囲内ニテ増減シ得ル」と草案に対する訂正意見を上申している。また、其の末尾には、「追テ、炭礎会社土地貸下規程ハ、一戸分三町歩ナルモ、墾成ノ上ハ漸次未開地貸下ノ便ヲ与ヘ居レリ、右御参照ノ為メ添言仕候也」と記されている。これらの経過は、当時の検討課題の焦点が入地者一戸当たりの貸付面積にあったことを示している。

三浦は、当初の「施業意見書」では、1戸分4町歩としたが、その後に「進達セル規程草案」ではこれを3町歩に修正し、2度の現地視察をふまえて4~5町歩案に訂正をしたことを示している。そして1907年に制定された「貸下規程」の第3条は、「貸下地ハ一戸ニ付五町歩以内トス」とされ、結果的には「五町歩以内」と定められている。以上の経過から見て、この出張の目的は主として「北炭山林」の小作農地の現地調査にあったことは明らかである。

『北炭山林史』は、その初期の造林事業を規定し、その小作制農場による農地経営の契機となつた「起業条件」と林内殖民の関連について、次のように述べている。「しかし、『北海道国有未開地処分法』の規定によれば、貸付を受けた日から1カ年以内に起業方法書に基き着業しなければ、貸付を取消されることとなっていた。こゝにおいて急速に労働力を移入し、起業条件を充足する方途を日夜苦慮した末、当面の対策として林内に農民を入植させる、いわゆる林内殖民を実施し、半農半林の形態をもつて林業労務者を確保する方策を着意するに至った。」(同上, p. 149-150)。

またこのような、巨大林野所有内の可耕地への小作人の入植は、「明治39年、東京大学講師ホッフマン<sup>(注)</sup>の渡道に際し、社有林のこのような方法をつぶさに視察し、特に『植民林業』と命名、大いにその業績を称揚したものであるが、それ以来、他の官公林も当社にならひ、同様の方法により積極的に林内植民を行うようになった。東大北海道演習林(明39年)、北大雨龍演習林(43年)、道有林(44年)、北海道国有林(大10年)などに実施されたものは、すべてこれをモデルとしたものであった。」(同上, p. 153)とし、後に「林内殖民」と称されるものの嚆矢であったとしている。

(注) 東京帝国大学農科大学林学科林学第4講座（森林理水及び砂防工学）が1900年に開設され、オーストリーのアメリゴ・ホッフマン（Amerigo Hofmann: ウィーン高等治山学校・後のウィーン農科大学出身）が同講座2番目の御雇外国人教師として、1904から1909年まで同講座の講義を担当した。

またこの三浦の報告には、1899年に制定された「北海道炭礮株式会社農業小作規程」が収録されている。この規程は、森林経営諸事業への出役義務を明文化した林野所有内の農地貸付規程、つまり北海道における林内殖民制度としては最初のものであり、いわばその制度的原型をなすものであった。そして、この規程の全文は、前掲『北炭山林史』においても、概要のみで全文は掲載されていない。この点からみても、その原型であった規程の全文の収録は、唯一記録されたものとして、貴重な歴史的資料としての価値をもつものである。

この報告に先立って、三浦は前年の11月に資料②の現地視察を行っている。この報告書のなかで、当時の御料局札幌支庁長・田町との面談を次のように記録している。「氏曰ク、御料林ニアリテハ、今日ニ至ル迄全ク開発的ノ事業即チ林業ニ着手スルノ準備ヲナセリ、由テ御料林ニアリテハ耕地トナシ得ラル、総テハ之レヲ開放シテ小作地トナシ、絶対的林地ノミニ林業ヲ営マント

ス」と林業は「絶対的林地」に限定して、耕作可能地は全て「小作地」とするとの見解であった。これに対して三浦は、演習林内の可耕地の開墾による小作地の設定を話題にしたところ、「氏ハ大ニ讚シ、進ンテ耕地トナシ得ベキ総ベテヲ開放スルノ得策ナル論ヲ試ミラル、要スルニ小作料ハ少クモ一ヶ年一町金五円ヲ収ムルヲ得ベシ、之レ北海道森林ノ今日或ハ近カキ将来ニ望ムベカラズト云フニ帰着ス」としている。この意見について、三浦は、「小官モ亦此意見ヲ持スルニ此論ヲ聞キ益々其念ヲ望ム、試ミニ其ノ計画ヲ呈出スベシ」と述べ、この小作農地設定の計画提出に言及している。こうした経過をへて、前に述べた「規程草案」が提出されたと推定される。

こうした意見は、1880(明治20)年代の国有未開地処分によって成立した大土地所有のもとでの大農法による直営大農場制が挫折し、急速に小作農場へ移行しつつあった当時の状況のもとで、小作料収入による絶対地代の獲得を追求することは、その土地経営の現場責任者としては必然もあり当然の見解であった。

しかし当初の開墾小作農地の設定が、森林経営のための労働力確保構想から、こうした絶対地代の取得へと拡充したことは、フォレスター・三浦にとっては一つの飛躍であった。三浦のこの見解は、当時の土地経営者さらには資源管理者としての見事な卓見であり、それは森林官または林業技術者としても、当時の水準とその限界をはるかに超えたものであり、氏の高い識見を示すものであった。

そして翌年の1906(明治39)年9月に「北炭山林」の雨龍山林を調査し、「之ニ由テ見ル時ハ、目下ノ状況、労働者ヲ得ル為メニハ、小作民ヲ入レ此等ヲ使用スル事、最モ便ニシテ且ツ経済的ナリ」とし、その結論として、次のように報告している。「要スルニ、北海道現時、労働者ヲ使用スルノ点ヨリ見ルニ、我ガ演習林ノ如キ事業ヲナスニハ必ズ小作制ニ依リ、労働者ヲ得ルノ策ヲ採ラザル可カラズ、此点ニ就テハ北海道炭礮株式会社小作制ニ範ヲ採ル事少カラザルベシ」と報告する。すなわち、この「北炭山林」の事例が演習林の小作経営の「範」となったのである。

また当時の支所での労働力調達の実態について、生々しく報告し、その「造林支所長」について、「所謂、模範自治町村ノ村民ト村長ニ於ケルカ如キ風アリ」と評している。つまり当時の現場では、このような出役義務制を権杆とする労働力調達と組頭を頂点とする部落連帶責任制による集落内秩序の形成によって、小作人に対する会社側の支配は、単にその労働力確保・管理にとどまらず、労働・生活に関わる人格的隸属を基盤とした、いわば全的支配として貫徹していたのであった。これについて三浦は、この実態調査と小作規程を検討したうえで、「法理上矛盾スル点アルカ如シト雖モ今日ニ至ル一ノ問題ヲ生ゼズ而モ現時ハ一慣習トナリタルヲ以テ、便多シトス」と、その片務性を法的に批判しつつ、その現状を是認している。このような片務契約は、当時の大農場における「農場規則」の一般的な形態であり、「北炭山林」の小作規程はこれらに対して、出役義務制を明文化したところに特徴があり、また他の国、公有林野における林内殖民制度に対しては、開墾料・小屋掛料の支払いおよび移住補助をしたところに特徴がある。

戦前期・北海道の小作人に対する統制は、慣習を通例とした内地府県とは異なって、小作契約を文書によるものが多かったが、こうした互換証書は中小農場で行われ、大農場ではいわばこの発展形態である「農場規則」が作定され、それに基づく支配が一般的であった。この規則の主なものは、「小作人の資格、農業経営の方法、農場内の秩序に関わる事項、以上の規定違反した場合の社会的制裁、固有の小作経営に関する規定等である」（伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』1958, p. 244）。北炭の小作規程は、この開墾小作に対する「農場規則」の一種でもあった。

なお、この御料林の農地経営は、第1次世界大戦後の1920（大正9）年の神楽御料地の小作争議を歴史的契機として、払下処分が開始され、1937（昭和12）年までに4万町歩余を売払いし、基本的に解体された（『帝室林野局五十年史』、1937, p. 569-570）。また、「北炭山林」においても、昭和恐慌下の小作争議の激化のなかで制定された「民有未墾地開発資金貸付規程」及び「自作農創設維持補助助成規則」のもとで、その売払いを開始し、戦後・農地改革をまたず1944（昭和19）年までに、その小作地の約1,400町歩売払い処分を完了している（前掲『北炭山林史』、p. 188-181）。

こうした1920年代以降の北海道の小作争議の激化のなかで、有島武郎が1922（大正11）年に狩太村にあった有島農場を小作人に「共生農場」として無償解放したことは、当時の社会に大きな衝撃を与えるものであった。有島武郎は、1917（大正6）年に北大予科・教授を辞任し、同年に、当時の北海道での開墾小作民の壮烈な生き方を描き、日本のプロレタリア小説の先駆とされる『カインの末裔』を発表している。

しかしながら、東大・北大の両演習の林内殖民地は、戦後・農地改革にも対応することなくその小作地を維持し続け、最終的な解体は1964（昭和39）年まで遅延した（前掲「林内殖民制度に関する研究」、p. 247-219）。こうした戦後改革をめぐる大学側の対応について、当時の小作層選出の北海道農地委員であった田呂善作は「大学農場はその試験、研究としての価値を失った以上は、大胆にその矛盾を指摘されなければならない…。かくの如き封建的国家所有形態の矛盾が、今日の土地改革を通じさらけ出されるに及んでも自己否定の立場に立たず、旧生産様式を止揚するこの封建的（特に国と大学との相関性）従属関係を崩壊からまぬがれようとする醜態が大衆の前に投出されているに過ぎない。」と厳しく糾断した（前掲『北海道農地改革史（下）』、p. 287）。

#### （追記）

1967年4月の日本林学会大会・林政部会での私の報告「林内殖民労働の史的性格」について、島田錦蔵・東大名誉教授より「林内殖民の設定の動機は、道庁の拓殖政策にあったのではないか」との趣旨の質問と指摘がなされた。当時の私は、この質問に関する事実関係を知らず、的確な返答をすることができず、残念ながら先生の折角のご教示とご高配にお答えすることができなかつた。

北海道演習林の創設は、1899（明治32）年の「北海道森林ノ内試験林トシテ農科大学へ引渡ヲ

「要求スル理由」と題する北海道庁長官宛の申請書に対して、同長官が石狩国富良野村の 23,794 町歩を文部省用地に編入することを回答したことによる。この編入された森林に対して、北海道庁は「北海道演習林地内拓殖上必要ヲ生シタル場合の件」(明治三十二年十月十六日北海道廳長官ヨリ總長へ通牒) によって、大略次のような付帯条件を付けたのであった。つまり、引き渡した土地は「主務大臣訓令ニ依り、更ニ官有地第四種ニ組替」されたので、「他日、本道拓殖上必要ヲ生シタル場合ハ他ノ森林ト交換」することがある。このことを「豫メ御了知置相成度」とされたのであった(『東京帝國大學農學部附屬演習林例規』、大正十年十二月、甲六))。この付帯条件は、1917(大正 6) 年の「北海道演習林土地交換ノ條件撤廢ニ關スル件」(大正六年六月六日坤第二〇〇號總長ヨリ北海道廳長官宛照會、同上、甲七) とそれに対する同年 7 月 5 日付の長官よりの回答によって解除されることになった(大正六年七月五日拓殖第五、二七九號北海道廳長官ヨリ總長宛回答、同上、甲八)。

この「照會」は、「今日マテ既ニ六百餘町歩ノ農地ヲ開拓致候」とその実績に立って、今後全体で 5,200 町歩を開墾する予定であるので「此際前陳引繼當時ニ於ケル條件撤廢相成様致度此段及照會候成也」とその付帯条件の撤廃を打診したものであった。これに対して「回答」は、5,200 町歩の開墾を承認し「同時に引繼當時ニ於ケル土地交換条件ハ此際撤廢致候」というものであった。こうした経過を経て、北海道演習林の林野所有権は、その創立後、18 年目にして確定し、確保されたのであった。しかし同時に拓殖政策の展開に伴う 5,200 町歩の開墾を自主的に約束した結果にもなったのであった。

島田先生のご指摘は、こうした事実をふまえてのご教示であった。しかしこの可耕地の大規模開墾は、その所有林野内に、独自の小作制農場による農地経営を創設するものであり、これによって戦前期の土地経営は、森林経営と農地経営を両軸とする経営となり、その森林施業上の基底を形成することとなった。

なお、こうした付帯条件は、これ以後の道内の北大各演習林の取得においてもほぼ同様であり、当時の官林の所管替・交付に伴う一般的な条件であった。たとえば、1901(明治 34) 年に創設された札幌農学校「第 1 基本林」の場合も「追テ本地ヘ他日、本拓殖上必要ノ箇所アルトキハ、他ノ官林ト交換……スヘキコト條件付ニ得承知相成度為念申添候也」(明治 33 年 5 月 2 日付「通牒・拓殖第 2735 号」)(有永、前掲、p. 156-157) とされていた。

また、大正中期には「然し、拓殖の進歩に伴い開墾適地は益々欠乏し、条件は益々劣悪化せざるえなかった」(『北海道農地改革史(下)』1954, p. 67) ので、先にみた「植樹地処分」等の選定条件は、1919(大正 8) 年の「殖民地選定心得」(道府決議) によって大幅に修正されているが、この「心得」は、国有未開地、国有林内に「用地 50 町歩以上の可耕地がある場合、特に必要な場合はそれ以下でも殖民地を選定できることとした」(同上)。このことは、この期までに確定した国家的所有林野内の可耕地の開墾を促進することとなり、これ以後、その所有林野内に林内小作

を導入・拡大する契機ともなっている。北海道演習林の林内殖民地の拡張もまたこうした歴史的背景を反映するものであった。(文責：有永明人)

#### IV. おわりに

本稿の原資料の史料的意義を、40数年前に的確に把握し、評価されたのは福島康記先生であった。その学生時代を1950年代前半に過ごされた先生は、戦後の農地改革をめぐる地主制と封建遺制に関わる論争の中で、その研究の出発点を日本資本主義の土地所有問題であった地主制研究におかれた。先生は当時の経済史学における論争の実体認識の欠落と実証性軽視の観念論争にあきたらず、林野における地主制とその対極にあった農民的林野利用の実証的研究を、その終生の課題として継続しておられる林政研究者である。

このような研究上の位置付けから、これらの資料を印刷公表することは我々の長年の念願であった。1990から92年及び2000から03年まで大橋が北海道演習林に赴任し、1999年の創立100周年の記念行事もあり、その経営史研究上における本資料の重要性を再認識することとなった。

現在、北海道では梶本孝博水産林務部長のもとで「北海道森林づくり条例」(根本「100年先の森林づくり」、日林北支論No.52、2004参照)が2002年3月に制定され、21世紀の資源・環境問題への政策理念として、「100年前の原始の森林を復元・再生すること」(石井寛「パラダイムの転換と道支部の役割」、日林北海道支部『50周年記念誌』、2002)が課題として掲げられてる。

なおまた、1998年には国有林の経営目的の重点が「公益的機能」へと転換し、1899(明治32)年以来の「国有林野法」が、「国有林野の管理経営に関する法律」に抜本的に改訂され、日本の森林経営はまさに歴史的転換を迫られることになった。そのためには、1世紀にわたる日本資本主義の近代的林野所有と、そのもとでの土地経営の事実にも基づく学問的総括が不可欠の課題となっている。

本資料は、北海道における上記の理念の具体化のためにも、また研究上の諸課題を究明する上でも、貴重な歴史的資料として大きな意義をもつものである。そこで、三浦氏の原資料を改めて復元、校閲し、これに解題を付して「演習林」に掲載することとした。また、掲載に当たっては、改めて福島先生へその承諾方をお願いしたところご快諾を頂いた。

なお、本資料の執筆者の三浦氏の略歴は、以下のとおりである。

1879(明治12)年3月福島県生れ

1903(明治36)年7月東京帝国大学農科大学林学実科卒業

7月愛知県立農林学校(現・安城農林高校)教諭

1904(明治37)年6月東京帝国大学農科大学助手・千葉演習林勤務

1905(明治38)年6月北海道演習林勤務・同主任

1923（大正 12）年 7 月北海道演習林勤務を免じ、本部勤務

1925（大正 14）年 3 月東京帝国大学依願免官

三浦氏は、初代の林野庁長官（1949～50）であり、参議院議員（1950～56）であった三浦辰雄氏の御尊父である。辰雄氏は 81 歳になられた 1982 年に「北海道は父母が二〇年近く東大演習林で世話をしていたから、第二の故郷という感じになっているね。」と両親のことを回顧している（森 巍夫編『国有林の素顔』p. 70, 1983）。三浦辰雄氏は、旧制の北海道帝国大学予科を経て、1925（大正 14）年に東京帝国大学農学部林学科を卒業した、2 世代目の気骨あるフォレスターであった。父・常雄氏は、この長男の卒業と同じ時期に 46 歳で東大演習林を退官したことになる。